

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 18. 3 定 )			
日 時	平成 18 年 9 月 15 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	古沢委員長、大橋副委員長、上野・山田・井川・前田・斎藤(博)・ 北野・大竹・見楚谷・高橋・斉藤(陽) 各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、 総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 収入役職務代理者(会計室長) ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。大島委員が上野委員に、山口委員が斎藤博行委員に、新谷委員が北野委員に、佐藤委員が高橋委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

-----  
井川委員

校長・教頭の希望者の実態について

最初に、教育委員会にお尋ねします。

校長、教頭の希望者の実態について。

（教育）学校教育課長

今、御質問のありました校長、教頭の希望者の実態ですけれども、校長につきましては、平成17年度で申し上げますと、20名の方が採用試験を受けています。教頭試験につきましては、4名の方が受けています。

井川委員

校長が20名で、教頭が4名ということで、恐らく教頭から校長への昇進希望者が、たった4名しかいないということには何か理由があるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

理由として一般的に言われていますのは、教頭は学校内の仕事を雑務的なことも含めてやるわけですけれども、そういった部分についてちょっと大変だという部分があるというふうには聞いていますけれども、ただ、私どもの方でも、校長会を通じて、教頭の採用試験を受けるようにそれぞれ話をしているところですので、今年度につきましては多少多くなってくるだろうというふうに思っています。

井川委員

教頭が4名というのは、私も大変びっくりしましたけれども、やはり何といても校長を支えるのが教頭ですから、大いに教育委員会の方でも指導をしていただきたいと思います。

次に、教師の男女の比率はどうなっていますか。

（教育）学校教育課長

教師の男女の比率ですけれども、小学校と中学校でちょっと異なります。小学校におきましては、今年の3月31日現在ですけれども、女性の比率は58.7パーセントです。中学校におきましては、37パーセントになっています。合計しますと、大体50パーセントが女性の教師というふうになります。

井川委員

男性と女性の比率が大体同じぐらいの割合と見て、現在、女性の校長は何人いますか。

（教育）学校教育課長

女性の校長は、現在2名でございます。

井川委員

ほかの都市に比べて多いか少ないかということは、ちょっと私も認識しておりませんが、その件についてわかり

ますか。

教育長

後志20市町村で、小樽市以外の19町村では、校長は5名でございます。小樽市の場合には41校でございますので、割合からいうと、若干後志の方が多くはなっていますが、人数は今述べたように5名、2名ということで、少ない現状でございます。

井川委員

私が、平成15年第3回定例会の一般質問のときに、女性の校長がちょっといなかった状態でした。それで、今、男女平等参画で女性がどんどんと伸びているのに、なぜ女性の校長がいないのだということでぜひと石田前教育長をお願いをしましたら、たしかあのとき、すぐ2名ぐらいになったのです。その後1名も増えていないというわけですね。ですから、やはり原因はあると思うのですけれども、女性の校長を1人でも多くするという事は、女性の教師のやはり励みになると思うのです。半分が女性の教師でありながら、私は校長になりたくないと言う教師は、恐らくそんなに皆さん全部が校長になりたくないという、そういう希望の方ではないと思うのです。ですから、やはりその辺の教育委員会の指導はどのようになっているのでしょうか。

（教育）学校教育課長

女性の教頭が校長になりたくないということではございません。昨年も、女性の教頭が3名ほど校長試験を受けて、それぞれ合格されて、後志の小学校に校長として出たケースもございます。ですから、決して少ないということではないと思っておりますので、今後につきましても、女性の教師がこうした職を目指すような形で、私ども教育委員会としても話をしていきたいというふうに思っています。

井川委員

それでは、教頭を含めて、女性の校長の希望を少しでも多くするような指導をしていただきたいと思います。

次に、校長の権限について、大まかにどのような権限を持たせているのかお伺いします。

（教育）学校教育課長

校長の権限ということですが、学校の管理権と申しましうか、それは教育委員会にございますけれども、ただ、学校を主体性のある教育機関として、地域や児童・生徒に応じた経営管理が行われるように、校長に必要な職務の権限を与えてございます。その中で一番大きなものは、校務の関係ですが、いろいろと言いますと、教育の内容、教育課程をはじめ、そういう内部の運営管理に関する事、それから所属の教職員の管理、それから児童・生徒の管理、それからあとは施設設備とか教材教具の管理と申しましうか、そういったこともございまして、当然学校事務の管理、そういったことも含めて、それらを校長の権限で管理をしているというものでございます。

井川委員

例えば、施設の管理ですね。例えば、国旗なんかだったら、やはり校長が施設を管理する権限を持っていらっしゃるのですから、当然そういうことも含めてなのでしょうけれども、今までそういう権限をきちんと行使してきたかどうか、その辺も教えてください。

（教育）学校教育課長

今、国旗・国歌のお話でございますけれども、そういった行事とか、その折々のたびに、教育委員会として校長会などを通じて、そういったものについては話をしておりますし、当然法令とか規則にのっとって、そういうものを校長は行わなければならないとされています。ですから、そういう中でやられているものと承知しています。

井川委員

教育委員会はそのようなお答えですが、私たちが学校を訪問している時点では、なかなかその辺が100パーセントうまくはっていないのではないのかという見方もしております。その辺で、やはり教育委員会の指導が

非常に大きな要因になってくると思いますので、ぜひ小樽の教育がやはりすばらしいと、また、ほかの教育委員会よりも、すごい力があってすばらしいと言われるような、そんな教育委員会であってほしいと私たちは願っております。

特色ある学校教育について

次、大変子供たちが少ない時代ですから、これからの子供たちは小樽の宝ですから、やはりうまく育てていかないと、次世代を担う子供たちが健やかに育たなかったら、なかなか小樽市の発展にもつながらないので、ぜひ何か今個性が全然ない教師とか、個性が全然ない生徒、皆さん同じ、例えば用意ドンと走ったら、全部が1等になりなさいというような、何かそのような教育の仕方のように私たちは見受けるのですけれども、そんな部分でもないのでしょうか、学校で、もうちょっと個性が出るような指導を教育委員会はできないものでしょうか。

（教育）指導室長

現在、それぞれの学校において、キーワードといえますか、その一つに特色ある教育をつくっていきましょうということで進めているわけでありまして。これは新しい何かをつくらうではなくて、自分の学校の中で歴史もありますから、そういう中から、また、地域の特徴もございまして。そういうものを生かしながら、子供たちによりよい教育をしていきましょう、特色ある教育を目指していきましょうということで、それぞれの学校で今工夫をしているわけございまして。例えば、地域が農村地帯にございまして、そこでの田植等をやりながら、それを総合的な学習とするなど、それぞれの学校で特色ある教育について取り組んでいただいていますし、そのことにつきましては、校長会議等、また、そのほかの研修会等でも交流を進めながら、小樽ならではの教育の充実につなげていければというふうに思って指導を重ねているところでございまして。

井川委員

ちょっと質問のあれはしていなかったのですけれども、今、校長、教頭で長期欠席をしている方は、何名ぐらいいますか。

（教育）学校教育課長

現在、校長、教頭で長期に欠席している者はおりません。

井川委員

それを聞いて安心しました。大変、今、精神的に何か教師もわりともろいというか、昔の教師と違って気骨が入っていないというか、そういう教師が多い中で、それを聞いてちょっと安心しました。ぜひ教育委員会も頑張って、ほかにはないすばらしい教育委員会になってくれるようお願いいたします。

ごみの不法投棄について

次に、環境部にお尋ねします。

ごみの不法投棄についてですけれども、直近の状況をお知らせください。

（環境）品田副参事

不法投棄の直近の状況でございましてけれども、今年度の4月から8月までの状況でございまして。家電の関係では226台、あとタイヤ、それからバッテリー、自転車等の関係が1,431件、あとその他の雑ごみ等がございまして。これが大体27.5トンほどでございまして。

井川委員

これは平成16年度、17年度に比べて、少ないのか、多いのか、お答えいただけますか。

（環境）品田副参事

量的なものでございましてけれども、若干減ってきているのかなというところをさせていただきます。

井川委員

有料化ごみとか、リサイクルのごみについては、大変効果が上がっていると聞いておりますが、ごみの不法投棄

については、これは難しい現状だと思うのです。それで、なかなか減少しない要因というのは何かおわかりでしょうか。

（環境）品田副参事

減らない要因といいますが、どうしても夜間とか人目を避けて、山、海に捨てられているということでございまして、どうしてもごみのごみと呼ぶというような実態がなかなか減らないということでございます。私どもとしましても、防止対策ということで、不法投棄の対策に努めているところでございますけれども、原因としましては、具体的に押さえているところはございませんけれども、どうしてもごみのごみと呼ぶという実態が、減っていかないのかなというところでございます。

井川委員

ごみのごみと呼ぶということになったら、同じところに不法投棄されているのかなというふうに考えますが、現在、パトロールの人員と車の台数は何台でパトロールをしていますか。

（環境）品田副参事

不法投棄対策の人員と車の関係でございましてけれども、今、担当主査 1 名、それから正規の職員 1 名、それに臨時職員 4 名ということで、6 名の対応でございまして。車両の関係でございましてけれども、トラックとバンということで、2 台の体制をとってございます。

井川委員

6 名でパトロールをして、車を使って一生懸命ぐるぐる回っているのでしょうかけれども、時間帯についてはどのような回り方をしているのでしょうか。

（環境）品田副参事

時間帯の関係でございましてけれども、一応私どもの始業時間といいますが、8 時 20 分から 4 時 50 分まででございまして、大体その間、パトロールをしているという形でございまして。市内の不法投棄ポイントといいますが、それを 20 区域ということで大体整理をしてございまして、20 区域の中では、南部でございましてけれども大体 12 区域、北部の方では 8 区域ということでございまして、ここを 1 日かけて大体回っているということでございまして。

井川委員

6 名の人員を使って、車を使って、毎日回っていても、全然減らないということは、パトロールの仕方が悪いとかそういうのではなくて、もっとごみの不法投棄について一考を要する、考えなくてはならないということだと思うのです。ですから、例えば町民を巻き込んで、皆さんにごみを不法投棄するのを防ぐような、集団で例えば夜間パトロールをすとかというボランティア的なものとか、そういう何かもう全然発想の転換をして、ただパトロールを同じ時間に回っているだけでは、その時間には恐らく捨てる人はいないと思うのです、日中ですから。明るいときにぼんと捨てていくような不法投棄をする人はいないと思うので、恐らく夜中だと思うのです。夜中にかけて、恐らく暗いとき、だれもいないときに捨てていくのが、不法投棄だと思うので、昼間にお金をかけてぐるぐる回っても、人員をかけて回っても、あまり効果が上がっていないということになったら、私はこれはちょっと見直しをかける必要があるのではないかと思います。環境部ではどうお考えでしょうか。

（環境）品田副参事

夜間の監視パトロールの関係でございましてけれども、実は昨年度、4 月から 11 月の週 1 回ということで、33 日間実施してございます。ただ、33 日間実施してきましたけれども、やはり残念ながら投棄者を発見して通報したという例はございませんでした。ある意味効果がなかったということでございまして。そういう取組結果ということもございまして、またそういう意味では、費用対効果の面もある程度考慮しなければならないのかなと。今、日中の監視パトロールのお話もございましたけれども、私どもといたしましては、他都市のパトロール状況なりも把握した中で、今後に向けてその取組内容を研究していかなければならないのかなと思っているところでございます。

井川委員

いろいろと考えているようですけれども、たくさん捨ててある場所というのが大体固定しているのであれば、監視カメラをつけるとか、それからあるいは大きく看板を立てるとか、人件費を使わないで節約をして、その分を何かに充てるとかという考えはございませんか。

（環境）品田副参事

先ほども言いましたが、やはり費用対効果の面で、不法投棄の防止ということでは力を入れたいと考えてございまして、その辺費用対効果のことも十分勘案しながら、対応を今後考えていきたいと思っております。

井川委員

ごみの不法投棄はもうこれは本当にイタチごっこみたいなもので、せっかくきれいにしたら、また捨てていくと。それからまた、もうちょっとしたらまた山になっているとかということで、なかなかこれは減らない部分で、どの市町村も大変困っていると思うので、よほど発想の転換をして、もうこれはどんなふうにしたらなくなるかということになると、やはりこれは市民ボランティアですか、そういうのもいろいろ考えて、やはり市民の皆さんがボランティアになって不法投棄を監視しているということがわかれば、不法投棄をする方も、ああ、市民のだれかが見ているのだということで、非常にやはり罪悪感というのですか、そういうのを感じて、きっと次のときは捨てないのではないだろうか。人間はそういう良心を持っていますから、そういう部分でいかなものかと思うのですが、いかがですか。

環境部長

今、不法投棄の対応につきましては、いろいろ所管の方から答えさせていただいておりますけれども、先ほどもちょっと担当の方から言いましたけれども、各市の状況なんかも聞きますと、やはりそういう町会とか、そういうところの協力を得ながらやっているところもございまして、その部分についてはある程度改善されますけれども、また別なところに移っていくということで、イタチごっこみたいな形でこういう状況が生じています。

またあと、先ほどもちょっと漏れていましたけれども看板等、これについてもやはりそういう不法投棄の多い場所、そういうところをある程度特定したところにつきましては、きちんとうちの職員が行って看板を立てるとか、それから町会の方をお願いして立てるとかということもやっております。ただ、その部分はある程度改善されますけれども、またほかのところでも新たな不法投棄が出てくるという状況ですので、これはあくまでもやはり市民の意識をお願いするのと、それともう一つ、そういう不法投棄である程度特定者等がわかった場合には、警察の方にも通報しながら、警察とも協力をとってやっておりますので、先ほど担当の方からありましたけれども、件数的には若干減ってきているということもございまして、また今後とも状況を見ながらいろいろ進めていきたいと、そのように考えてございます。

井川委員

ぜひよろしく願いいたします。

それでは最後ですけれども、今までに不法投棄で警察の方に通報されたケースは何件ぐらいになりますか。

（環境）品田副参事

私どもの方で原因者が判明しまして警察の方に通報した件数でございますけれども、今年度で申し上げますと28件でございます。

井川委員

1,431件とかある中で、28件というのは非常に少ない数で、なかなかその犯人の特定ができないということで、非常に苦労されていることと思いますが、いろいろな知恵を絞って、発想の転換をしていただいて、ぜひ1件でも不法投棄が減るような方向でいってもらいたいと思います。

山田委員

救急そ生法について

消防に何点かお聞きします。

救急法、これはいわゆる国際的に決められたものだと私自身は思っておりますが、現在日本で行われているこの救命救急方法、これは日本独自のものか、何か基準があるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

（消防）警防課長

現行の救急そ生法の関係についてでございますが、現在実施されておりますこの手法については、アメリカやヨーロッパで実施されておりますその手法を救急そ生のガイドラインとして日本で参考にいたしまして、2001年の11月に日本救急医療財団が日本の救急そ生ガイドラインとして示しまして、これを受けて総務省消防庁では救急業務高度化検討委員会を設置し、そこで検討、あわせて同委員会で認めまして、それを各消防本部に通知し、それをまた市民に通知したというような流れとなっております。

山田委員

現在行われている救命方法としては、我々も承知しておりますが、例えばマウスツーマウス、心臓マッサージ、これを交互に繰り返す、こういうようなことだと思います。そこでお聞きします。これが何か変更になるということで聞いておりますが、わかる範囲で内容をお聞かせいただきたいと思います。

（消防）警防課長

委員からお話のありましたとおり、今回実施されてきておりました日本の救急そ生のガイドラインについて、見直し等がされてきていました。今回、主な変更、改正部分についてでございますが、趣旨はあくまでも効率的な心肺そ生法を行うために、できるだけ早い段階から、とにかく心臓マッサージを十分にやる必要があるというような考え方がメインとして示されてございます。あわせて、いわゆる人工呼吸、マウスツーマウスを実施する側の市民からすると、多少の違和感もありますことから、この部分についての一部改正が図られてございます。従来は、心臓マッサージが15回、人工呼吸が2回という方法でございましたけれども、これが30対2の方法に変わってございます。あわせて、マウスツーマウスのいわゆる呼気吹き込みの部分につきましては、過去は1回に2秒程度という考え方でございましたが、これが1秒に改正されるということになってございます。

また、AEDの関係が、御案内のとおり、市民の皆様も活用実施できることとなりましたことから、このAEDにつきましても、今回追加されたものでございます。

山田委員

いわゆるマウスツーマウスによる息を吹き込む回数が多少なりとも減って、心臓マッサージが増えたということで、よろしいですね。そういうことであれば、まず所管する省庁はどこのかと、それから今言ったような目的、それでわかっている範囲で鋭意お答え願いたいと思います。

（消防）警防課長

まず、所管の省庁でございますが、厚生労働省及び総務省消防庁でございます。

また、目的につきましては、より効果的な心肺そ生を行うことによりまして、さらなる救命率の向上を目指したいということが、今回変更される目的でございます。

山田委員

そうですね。マウスツーマウスで本当にちょっと嫌がる方が、それをしないで亡くなる方も過去にはいたようですね。そういうことで、このガイドライン、まずこれがあると思いますけれども、どのような機関で作成されて、名称、内容、ポイントなど、わかればお聞かせ願いたいと思います。

（消防）警防課長

まず、ガイドラインを作成しております機関名についてでございますが、これは日本救急医療財団の心肺蘇生法

委員会で作成したものでございます。また、その内容等につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたとおり、いわゆる心臓マッサージ及び人工呼吸の一部回数や秒数等も含めた変更となっております。この最もポイントとして考えてよろしいかと思うのは、人工呼吸はしなくても、とにかく心臓マッサージだけは救急隊が来るまでやってほしいという、いわゆる基本的な考え方でございますので、もし口等に汚物があつたりしてなかなか難しさがあれば、とにかく心臓マッサージをやって救急隊を待っていただくというようなことでございますので、その辺が特に強調されているところでございます。

山田委員

こういった形でやはり救命率を高める、こういったことは本当にも今後とも重要だと私自身も思っております。そこで質問ですが、そうした場合、今後の取組やそのテキストや研修、これらについて何か問題点などがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

（消防）警防課長

今後の取組等についてでございますが、実はこの通知については、今月 8 日付けで総務省消防庁から来たばかりでございます。取組方法等については、今後、救急業務に関係する各機関等と協議・検討していくということになるかと思いますが、私ども応急手当の市民指導をしている担当といたしましては、市民の皆様にはできるだけ早い段階での通知が必要と考えてございまして、救急講習会あるいは消防のホームページあるいは広報誌等によりまして、できるだけ早く周知していくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

救命率の向上を図るための施策をお願いいたします。

住宅用火災警報器について

次に、消防の火災報知器問題に関連して何点かお聞きします。消防法の改正で、本市において 5 年後にはすべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられていることと思います。また、新聞報道によれば、既存の住宅に対しての導入があまりされていないとお聞きしております。初めに、小樽市消防本部の対応、現在まで行われた啓発について、何点かお答えください。

（消防）予防課長

普及の啓発ということでございますが、基本的には地域に根差した消防団や町会等の協力を得ながら、その必要性を周知・広報していかなければならないと考えております。昨年 11 月に広報おたるで特集を組んだほか、消防本部で年 3 回発行しております「小樽消防 119」に住宅用火災警報器の設置について掲載し、町会に回覧をお願いしているところでございます。また、消防のホームページにおきましては、その設置の方法などについて掲載し、周知を図っているところでございます。そのほか、本年 6 月に堺町で行いました消防フェア、また春・秋の火災予防運動期間中における住宅防火機器展、これにおきましては、住宅用火災警報器の実物を展示し、市民の皆様には警報器を実際に見ていただき、その設置をお願いしているところでございます。なお、消防団員の方全員に設置方法等が記載されたパンフレットを配布し、隣近所の方を含めた中で、設置の促進をお願いしているものであります。また、10 月 15 日に実施されます秋の火災予防運動におきましても、住宅用火災警報器の設置促進を重点施策ととらえまして、各種行事や講習会、あらゆる機会をとらえ、広報などで周知してまいりたいと考えます。

山田委員

ここで改めてこの設置基準、例えば札幌市では台所にもつけると聞いておりますが、平均的に 1 軒当たりどういようなところに、何個ぐらい設置をしなければならないのか、お聞かせ願いたいと思います。

（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置基準でございますが、市町村によって異なります。ただいま委員がお話のように、札幌市におきましては、台所にしなければならないという形になっておりますが、小樽市におきましては、基本的な設



置場所として、主に就寝に供する居室と、また居室が 2 階にある場合はその階段という形で、設置が義務づけられております。したがって、単身者又は夫婦のみの世帯という形になると、一つという形になりますけれども、子供部屋があるとか、そういう形になりますと、2 階に子供部屋、また夫婦の居室がありますと、3 か所ぐらいが設置義務になると。平均しますと、2 か所から 3 か所程度に設置義務が生じるのではないかとこのように考えております。

山田委員

そこで、また改めて小樽市内で起こっている問題についてお聞きします。現在、この改正法に便乗して、住宅用火災警報器を販売する業者の中にいわゆる悪徳業者が現れて、現在訪問とか電話などで勧誘し、販売していると聞きしております。この中には、明らかにだまされた事例なども含まれており、年配の方々や被害に遭っている、こういうこともお聞きしています。新聞報道でも、8 月以降、30 数件が消防本部に相談があったと聞きしています。まず、その件数と内容について、お聞かせ願いたいと思います。

（消防）予防課長

ただいま委員からお話のあったとおり、8 月 21 日から 31 日にかけて、多くの市民の皆様からお問い合わせがございました。その内容につきましては、電話セールスによる住宅用火災警報器の勧誘であります。リース又は購入という形で、契約を目的とする電話でございました。勧誘内容を聞きますと、やはり小樽市の火災予防条例と一部異なっているというふうに、いわゆる札幌市の条例の説明という部分でございましたので、業者に対しまして正しい小樽市の設置基準を説明し、販売するよという形で、直接指導をしたところでございます。

なお、消防本部に寄せられました問い合わせ件数でございますが、8 月 21 日から 31 日までに 33 件というふうになってございます。

（市民）生活安全課長

私どもの所管する消費者センターにも、今関連した消費者相談というのが数件来てございます。件数といたしましては、7 月に 3 件、8 月に 3 件という形で、私どもの相談センターでも相談を受け、今の消防本部でお答えしたような指導をしております。

山田委員

このように弱者をターゲットにする商法が横行しているわけですが、消防としても何らかの対策を考える必要があると考えますが、まずその見解についてお聞かせ願いたいと思います。

（消防）予防課長

この電話による勧誘又は訪問販売、これについての防止はなかなか難しい問題ではございますが、市民の方には小樽市における経過措置又は設置場所、この正しい情報を提供するとともに、やはり実物を見てもらい、実際にその消費者の方がわかっていただくということも含めまして、誤った情報による購入をなくしようという形で、さらに地道に市民に周知してまいりたいというふうに考えております。

山田委員

それでは、対策として何点かお聞きします。まず、例えばこういった弱者、例えば老人クラブ、町内の連合会、こういった方々にまず訪問販売の手口を紹介して、注意を喚起できないでしょうか。また、民生委員が各地域におります。こういう方々や例えば地域の女性消防団員の活用など、こういう方を通しての注意も、私なりに考えてみました。また、各老人クラブの会議、また出前講座など、こういった点で喚起はできないか、こういうことも考えております。

あと、このような訪問販売や悪徳商法に関する契約は、解除できるとも聞いております。今日は市民部の方も来ておりますので、クーリングオフに関しての制度、その内容、また根拠など、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

（消防）予防課長

まず、注意の呼びかけでございますが、実は消防本部では、9月14日から9月20日まで、シルバーふれあい防火週間という形で運動を実施しております。その中の9月19日、来週になりますが、シルバー防火の集いというものを開きます。こちらにつきましては、消費者センターから講師をお招きし、その際にお年寄りの皆様に悪質な被害に遭わないよう、悪質訪問販売の対処の仕方と、またクーリングオフ制度などについてお話を伺い、注意を喚起していく予定でございます。あと、委員のお話のとおり、老人クラブの会議、その他出前講座という形につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

（市民）生活安全課長

私の方からクーリングオフについて、簡単に説明させていただきます。クーリングオフという部分についていいますと、契約については相互契約ということになりますけれども、消費者に与えられた契約を解除する権利のことということで、特定の取引に限って購入した商品あるいはサービスの提供、これらについて一定期間、それぞれその商法によってちょっと違いますけれども、購入消費者の方で頭を冷やして考える、その上でどうするか、一方的に解約することができる権利ということで、クーリングオフという形になっております。それで、根拠についてでございますが、クーリングオフにつきましては、特定取引に関する法律、通称特定商取引法と言っておりますけれども、これが根拠になってございます。今、御質問にあります消防機器につきましては、訪問販売の場合は訪問販売によるクーリングオフ8日間、電話勧誘販売によるクーリングオフ8日間ということで、そのほかにもクーリングオフの商取引等もございまして、訪問販売、電話勧誘に関しては以上の形になっています。

山田委員

こういう業者は、やはりリースや今言っていたように買取り、分割、こういう支払を勧めて、いかにも安いように見せかけたりすると思います。また、すごんで契約をさせられる経緯も考えられます。

そこでお聞きします。市民サービスを考えると、やはり多少の助成を検討していただけないか、そういうことも考えます。その中で、例えば市営住宅で購入する部分もあると思います。仮に、市の購入原価で市民にお分けできないか。また、市民に対しての助成の検討、これもお願いできないか、まずそこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

（消防）予防課長

ただいまの御質問でございますが、担当課に聞きましたところ、市営住宅は、約300棟の7,800か所に、来年度から4年間で、国の交付金事業で設置する予定と聞いております。市営住宅と市民提供用を組み合わせることは、なかなか難しいというふうに聞いております。なお、助成金については、ちょっと今は考えていない状況です。

山田委員

そうですね。300棟で7,800か所、これを4年間でつけられるということで、金額的にもこれはある程度市の持ち出し部分になると思いますが、市民もやはりそういった市の助成もできないかと、今後何らかの形で検討できないのか、最後に総括として今言ったような対策をとるべきか、そこら辺を最後の質問としてお聞きします。

消防長

住宅用火災警報器についての支援のことでございますけれども、確かに火災のときに大事な命を守るという意味では、この警報器の効果というのはかなり大きいものがありますし、ぜひ全国的なレベルでも、やはり小樽市内でも進めていきたいと思っています。ただ、そのものがやはり個人の財産を守るという部分の要素も一つございまして、またかなりの対象といえますが、額、個数になるという部分がございます。なかなか財政的には難しいというのがございます。ただ、できるだけ早く既存の住宅も含めて設置を促進したい、そういう意味では個々の人方がばらばらで買うというよりは、やはりできるだけ安い価格で買えればそれにこしたことはございませんし、高齢者

の方々がそれぞれつけてというのなかなか位置的には難しい部分もありますので、例えば地域で集まって、そしてつけるというようなことも一つの大きな方法かと思えます。そういう意味では、全国的にもそういう町会なり地域での共同的な購入なり普及というものが、促進の対策としては効果があるかなというふうに言われておりますけれども、ただ現実的に今こういう制度が一斉にスタートしまして、メーカーそのものの生産がまだ間に合わない状態でございます。ちょっと品薄の部分があるのが現実でございますし、当初期待している部分でなかなかまだ価格的にも下がっていない状態でございます。できれば、大体国あたりは、3個で1万円ぐらいというような価格的な目標みたいなものがあるようではございますけれども、まだそこまでの価格帯にもいっていない。そういう意味では、もう少し全国的な普及の度合いとか、そういうものも見定めていかなければだめだということがございますし、やはりその業者が、それから販売する側の方にも共同的な購入のあっせんとか、そういうものの体制というのをつくっていくような形でのことも大事だと思いますし、私どもの方も他都市の方の状況も見ながら、そのあたりのところ、何とかその部分で支援、手伝いできるものがないか、さらに検討していきたいと思っております。

山田委員

ぜひとも、市民に安心を早く提供できるような施策をお願いして、質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
斉藤（陽）委員

日常生活用具給付等事業について

まず、障害者自立支援法の関係で、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業についてお伺いします。似た内容の事業に、補装具の給付というのがありますけれども、補装具の方は自立支援給付ということで、国のしっかりした財源の裏づけがある。それに対して、今、問題にしようとしているこの日常生活用具の給付は、地域生活支援事業ということで、市町村の事業であるということで、いわゆる財源的な裏づけのない統合補助金ですか、その事業の位置づけになっているということで、そこ自体がちょっと問題なのではございますけれども、まず平成17年度の補装具の交付状況及び修理の実績と、それから件数と金額、それからこの補装具ではなくて、日常生活用具の方の件数と金額をお示しください。

（福祉）地域福祉課長

平成17年度の実績ということでございます。補装具につきましては、補装具交付3,403件、修理が97件、合計3,500件で、7,261万4,000円となっております。

日常生活用具の方ですが、給付が109件、貸与が1件、合計110件で、金額で申し上げますと796万2,000円ということになっております。

斉藤（陽）委員

この日常生活用具の給付事業ということなのですが、今年度の利用料といいますか、利用と事業費はどうなっていますか。

（福祉）地域福祉課長

日常生活用具の平成18年度の見込みということで話させていただきます。予算ベースで、通年ですと2,500万円ほど見込んでおります。予算ベースで昨年の日常生活用具、17年度で800万円という中で、非常に大きい額になっております。これにつきましては、この10月からの新しい制度移行の中で、これまで補装具に位置づけられていましたストマ用具等々が日常生活用具に移ってくるということがございまして、それを見込んだ中で、ストマ用具等の日常生活用具へ移るということでは、900万円ほど増えるのではないかとということで、10月以降1,300万円ほど、通年で2,500万円ほどということで見込んでおります。

齊藤（陽）委員

ストマ用具等の関係が10月からオンされるということですがけれども、来年度についてはどういった見通しをお持ちでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

半年間でストマ用具等を900万円見込みましたので、通年ですと1,800万円ぐらい、それに例年の通年ベース800万円ぐらいということになっていこうかと。単純に計算しますとそういうことで、1,800万円の800万円、2,600万円ぐらい、そういう形になっていこうかと思うのですが、その補装具と日常生活用具の間の品目の入り繰りというのですか、10月以降行われるのですが、これは代表的なのがストマ用具なのですが、そのほかにもございまして、その辺この平成18年度の決算でどのような影響が出るのかということをやっと見極めてからでなければ、見込みはできない。ただ、乱暴な言い方をしますと、今お答えした額になるというふうに思います。

齊藤（陽）委員

通年で見れば、平成18年度の額自体は2,500万円ですから、来年度も2,600万円ということで、額自体はそれほど急激にアップという見通しはされていないということですね。また今年に戻って、市の負担分と利用者負担分という分け方でいいのかどうかちょっとあれですがけれども、今年度について、市の分と利用者負担を教えてくださいのでも。

（福祉）地域福祉課長

申しわけありません。市の負担分というのは、平成17年度決算ということで、先ほどお答えした金額になっております。ただ、利用者負担の部分については、ちょっと押さえていない部分、積算していけば、一つ一つ拾っていけば出るかと思うのですが、17年度応能負担ということで、一人一人額が違うものですから、そういう意味での押さえはしておりません。それから、18年度につきましても、この9月までは応能負担ということになっておりますので、一人一人拾っていった積み上げというのは、ちょっと押さえていない状況です。

齊藤（陽）委員

現行でも利用者が負担しているわけで、10月から1割負担が導入されて、上がる人もいれば、下がる人もいるというか、いろいろな状況があると思うのですが、今の現状の制度で、いわゆる応能負担の段階でどういう利用者の負担がされているのでしょうか。いわゆる所得段階別というような形で、品目別によってかなりのばらつきがある。1割より少ないような負担の場合もあれば、7割、8割個人負担というような場合もあれば、そこら辺を教えてくださいのでも。

（福祉）地域福祉課長

現行では、所得税額に応じた自己負担ということになっておりまして、これにつきましては、品目によってということではなくて、利用される方の世帯の所得税額に応じて段階を分けておりまして、その中での利用者負担という形になっておりますので、10月からの1割負担と比べてというお話ですが、集計を出してはございませんが、非常に申しわけないですが感覚的に話をさせていただきますと、日常生活用具、使われる方がほかの自立支援給付、障害福祉サービスを使われるような方、障害の方とちょっと違う部分と申しますが、例えばストマ用具にしましても、紙おむつのたぐいとかそういうのもたぶん生活用品に入ってくるのですが、そういう内部疾患の方と申しませうか、そういう方々は御自身で働いていらっしゃる、一定程度の収入を持っていらっしゃる方も多数いらっしゃるものから、ほかのいわゆる障害福祉サービスの部分のように、1割負担の導入で負担額が大幅に増える方が多いという、そういう状況ではないのかなと。ただ、いずれにしましても、1割負担の導入ということで負担増になる方がやはり多いなというふうには思っておりますけれども、ほかの障害福祉サービスに比べると、その傾向が少ないのではないかなというふうに感じております。

齊藤（陽）委員

今年度について、10月からの導入でアップする人もいれば、さほどでない人もいるということなのですが、今年の10月からそうですけれども、負担上限額というのがありまして、本市は生活支援事業の中で利用者負担1割というふうに決まっていますので1割負担なのですけれども、いわゆる負担上限月額というのが自立支援給付の方でありますけれども、そっちの上限の準用というのもお考えなのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

今、私どもの考えている中では、法で定めていますところの負担、上限の月額、一般世帯3万7,200円、低所得2が2万4,600円、低所得1が1万5,000円、生活保護世帯が無料という、この制度を準用して、地域生活支援事業の中の日常生活用具給付の適用をしていきたい、適用といいますか準用して使っていきたいというふうに考えております。

齊藤（陽）委員

そうなるもまた、いわゆる市の負担分が若干増えるということで、来年度で考えれば総額2,600万円ですから、それ以上にはならないと思うのですけれども、その内訳での市の分というのが若干増えていく可能性はあるのですよね。そのおおよそでもいいのですけれども、来年度で考えている場合の総額2,600万円の市が負担しなければならぬであろう金額と、利用者がおおよそ負担するであろう金額という内訳のめどというのは、あるのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

新年度予算に絡んでくると、まだ試算していないものですから、ちょっと答弁できないところなのですが、ただ、一つは考え方としては、その日常生活用具、先ほどから話していますストマ用具などにつきましては、消耗品的な部分がございます、2か月なり3か月なりに一遍、給付申請に来られる形になるのですが、このほかの特殊ベッドとか、そういう部分につきましては、減価償却の期間を過ぎなければ、同じ方が申請に来ないという部分がございます。そういったことから、今の給付を受けている方の負担上限額は、これだけです、だから平成19年度はこうなるとい水準ということにはいかないのかなと。新規で申請に来られる方がかなりの割合を占めると思いますので、そういったことからいくと、新規に来られた方はその都度、そういう所得といいますか、世帯区分を調査していく形になりますので、なかなか推計の仕方は難しいのかなというふうに感じてございます。

齊藤（陽）委員

結局いわゆる市の予算としてどのぐらい持ち出すかというところは見極めがつきづらいなのですが、何を言いたいかというと、いろいろな障害者の自立にかかわって今負担が増えているという部分で、一部負担が従来は所得によってスライドといいますか、負担がスライドしていたのだけれども、これから1割ということで定率化することになると、やはり市民の負担増という部分が非常に懸念されるわけなのですが、2,600万円、非常に財政的に厳しい中で難しいという部分もあると思うのですが、幾らか利用者負担の軽減あるいは無料化を考える余地はないのかという部分で、見解を求めたいと思います。

福祉部長

今、地域福祉課長からの話があったのですが、例えばストマの話がありましたけれども、やはりこの障害者という、通常、健常者の方のそういった疾病、内部疾患、ストマのように人工こう門、それに伴う消耗品とか、そういうものを給付するというものもあるのです。ですから、かなりこのストマの給付という方は毎年どんどん増えていっている部分もございます。ですから、減るといことはないので、毎年増えていく。今後もこの給付というものは増えていくのだけれども、それと初めに言いましたこの統合補助金、地域生活支援事業費の統合補助金という問題がございます。そういったこともありますので、基本的にはこの自立支援法の定率1割負担というのは原則的なものですから、市としても、皆さんからいろいろ問題があるという議論ということはお伺いしているところなのですが、基本的にはそういった定率1割負担を基本に据えて、非常に厳しい財政状況の中で、

この部分についても減免を拡大するという、軽減を拡大するとなるとなかなか難しいと、そういうふうに思います。

齊藤（陽）委員

この点については、ある程度理解できる部分もあるのですが、国に対してこのいわゆる補装具とのアンバランスというのですか、補装具についてはきちんと国の義務的経費として位置づけられていて、財源の裏づけがある。それに対して、類似した事業でありながら、この日常生活用具の方は地域生活支援事業ということで、今後補助金というか、事業積み上げの裏づけがない、財源の裏づけがない事業という、こういうアンバランスがありますので、そこら辺の部分で国でどういうふうに整理するのかという部分については、ぜひ市長会等でそういう声を訴えていただきたいといいますが、そういった部分もお願いしたいと思いますが、いかがですか。

福祉部長

昨日、市長も答弁したと思うのですが、基本的にやはり今大きな問題というのが出てくる、低所得者の方のこういった軽減が十分ではないだろうという意味では、私たちも強く実感しております。それと、今言いました市町村の必ず行わなければならない必須事業とか、選択事業というのもありますけれども、そういった市町村の事業として位置づけられたこの地域生活支援事業ですので、ですからこれが統合補助金ということで、そういった財源の裏づけがないということも大変大きな問題があると思うのです。それによって、市町村によっては事業を縮小したり、拡大したり、我々もそういうことも考えられるわけですね。そういったことがありますので、小樽市、札幌市、釧路市が、その二つの低所得者の提言を国において拡大していただくことと、それと今後、補助金における財源をきちんと国で確保してもらわなければならない、この部分の 2 点、今度の全道市長会の助役会議を通じまして、全国市長会に上げていくということになっています。

齊藤（陽）委員

犬のふん尿の苦情について

それでは、もう一点簡潔に伺います。

犬のいわゆるふんとか尿の問題なのですが、保健所の方に伺いたいと思いますが、いわゆる犬の散歩、そういった場合のそういうふんとか尿の放置の苦情といいますが、そういった件数については、この二、三年、どのような状況になっているか、また、多少具体例、どのような苦情があるか、どうでしょうか。

（保健所）生活衛生課長

犬のふん尿に関する苦情なのですが、平成15年度から答えます。平成15年度は24件、平成16年度が39件、平成17年度が33件、平成18年度の今の段階では18件ございます。内容なのですが、ふん尿の苦情ですので、犬の散歩の際に家の前とか公園、それからふだん利用する道路に放置されている、こういうふうな部分、それが今年で言いますと、18件中15件です。それから、残りの3件というのが、おしっことの関係でございます。これが散歩の際に電柱におしっこをかけたり、また自分の敷地内に入っておしっこをされた、こういうような苦情が2件ございました。

齊藤（陽）委員

個人の敷地内あるいは公の道路においても、きちんと処理して持ち帰るとというのがマナーというか、常識だと思うのですが、現実には非常にそういうマナーが守られていない部分が多いということで、そういう苦情を申し立てるまでには至らないまでも、結構不快に感じている市民は多いのではないかとこのように思います。そして、これの予防啓発というのですかね、そういうマナーを喚起するというか、そういった取組は市としてはどのように行われていますか。

（保健所）生活衛生課長

まず、このようなふん尿の苦情が入りますと、私ども保健所では必ず現場に行きまして確認をいたします。飼い主のわかるものについては、直接そのことについて指導をいたしますけれども、わからない場合がございます。こ

うような場合には、付近をパトロールして情報の収集に努めております。またその際に、広報車を使いまして、ふんの始末をしないようにというふうな呼びかけをいたしております。

また、苦情主の方に対してなのですけれども、犬が嫌がる忌避剤、こういうふうなものを試験的に使っていて、そういうようなことをしております。クレゾールとか、木酢とか、こちらを使っていただいて、効果があるようでしたら、その後はまた御自分で購入して使ってください。また、目に触れる部分として、注意書き等を用意してございまして、こちらの方も例として若しくはそれ自体を使っていただくような形で、一月ぐらい効果を確認していただくようなこともしております。また、敷地内に入ってくるとかというようなこともございましたので、器具の貸出しと申しますか、私どもが手持ちの部分でちょっと使ってくださいようなこともいたしております。例えば、くいとちチェーンとか、あとネットですか、そういうようなものを試験的に使っていて、効果を確認していただく。その上でもし効果があるのでしたら、また御自分で購入して対処していただく、こういうような形でしております。

また、啓発の部分なのですけれども、今年度の部分を申しますと、4月ですか、春の狂犬病予防注射の際に、ふんの始末の啓発を含んだ文書を配布して発送させていただいております。また、6月に市内全町会に犬の飼い主が守らなければならない基本的な決まり、そして罰則について記載したものの回覧をお願いしております。あと、環境部が今、月に1回「街をきれいにし隊」というふうに活動しております。それに一緒に活動させていただきまして、ふんの始末の袋、それとその使い方、これを書いたものを市民の方たちに渡して、こういうふうに始末していただきたいというふうな啓発をしております。また、ホームページ等にも掲載しております。

斉藤（陽）委員

考えられるありとあらゆる手を尽くされているというふうに関心はありますが、それだけのいろいろな手を尽くして指導なり、広報活動なり、器具の貸出しあるいはクレゾール等を提供したりと、飼い主にはいろいろなルールや罰則等もありますというパンフレットが何か配っているという、そういうことなのですけれども、実際現実にはそういう不心得な方が後を絶たないと。苦情として現れた部分もそんなに減っていないという状態で、どうしたらいいのかということになるのですけれども、これを取り締まる条例と申しますか、法律と申しますか、そういった関係は国・道・市のいろいろなレベルがあると思いますが、どうなっていますか。

（保健所）生活衛生課長

罰則も含んだ決まりなのですけれども、これは小樽市の方で条例を定めております。犬の飼い主が守らなければならない事項を定めておりまして、名称が「小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例」、このような条例が定められております。この第4条の中で、ふんなどを放置してはいけないという決まりなり、罰則も定められています。罰則の部分なのですけれども、ふんを放置した際に、それを私どもが指導いたします。その指導にも従わなかった場合には、5万円以下の罰金又は科料に処すというふうに規定されてございます。

斉藤（陽）委員

5万円以下の罰金又は科料に処すということで、かなり重いといえば重い罰則が規定されているわけですが、これが適用された例はありますか。

（保健所）生活衛生課長

小樽市ではございません。それと、私、ほかの道内の札幌市、函館市、旭川市、そちらの方も先日確認いたしましたときには、こんな罰則は適用されたことはない。あくまでこれは、飼い主がやっちゃいけない不良行為だというふうなことでございます。

斉藤（陽）委員

適用されていないということなのですが、もし適用をすればしたら、罰則の適用ができる要件は定められていますか。

（保健所）生活衛生課長

適用するには、まずだれがやったか、まず相手先がわからなくてはいけないということになります。言われればすぐそのときには改善すると思うのですけれども、そういったごく一部の不心得なマナーのない飼い主の行為が対象になると思います。これは一応うちの方では広報はもちろんやっていくのですけれども、今申しましたように、相手があって、そして指導ができるような状態であれば、この罰則の適用は可能かと思えます。ただ、それ以前に、きれいなまちづくりの観点から、啓発を含めて、市民にマナーの向上を呼びかけていきたいと思えます。

斉藤（陽）委員

確かに罰則適用まで持っていくということは、なかなか難しい、ハードルが高いのだと思うのですが、このいろいろな現状を打開するといいますか、なかなか減らないというのを打開するためには、一つの方法は一回罰則をきちんと適用してみるというか、そういった方向性を考えるというのが一つあると思えます。それと、あるいは今の条例のつくりでは適用が難しいと、実際罰則を適用するということが現実問題不可能だということであれば、条例自体もつくりを改正して、ある程度適用できるような形の条例につくり直すというか、条例の方を改正するという、二つの方法があると思うのですが、現実問題、今、一番可能性といいますか、やってできる可能性があるのは、何らかの方法でその行為者を特定して、しっかり指導して、再犯というか、2回目、3回目という形になった部分をきちんと確認して、罰則を適用する、罰則は適用できるのだという実例をしっかり市民にも知らしめるというのが、現実的には早いのかなという気がするのですが、具体的に今、市の保健所の体制として、そのような何件かの事例について、そういう具体的な人物の特定とか、指導とか、あるいは2回目、3回目と、そういうきちんと確認できるという可能性はありますか。

（保健所）生活衛生課長

今までも、苦情対応の中で相手があって、それで指導した経過はございます。それについては改善されております。もちろん罰則の適用について、罰則は適用できないのだということではなくて、あくまでこういうふうな決まりがあって、これを適用できる場合には適用ももちろん考えてございます。

保健所長

ちょっと私から追加いたします。罰則を適用するというのは、私は非常に危険性があると思うのです。今、どの場合でも、いくら罰則の適用をして、それをある意味でそれでおどしても、1パーセントの若しくは0.5パーセントの人間というのは、どうしてもやるのです。ですので、0.5、1パーセントの人間のその不良行為のために、罰則を強化していくというのは、ペットを飼う又は犬の散歩をするということが、非常に市民の間で脅威感といいますか、可能性が有りますね。これは学校教育もそうだし、社会一般もそうだと思うのです。ですから、私はやはり小樽市内でそれこそ便も多いのか、それはたとえ札幌と比較して多いのかと考えたときに、それほどそんなに違うことはないと思うのです。全国的にもこれは問題があると思うのだけれども、果たしてゼロにできるのか。ゼロにするなら犬を飼うなという方法しかないと思うのです。ですから、我々はその啓発にどんどん努めていきますけれども、それがしかしゼロになるか、それはわかりません。どうしてもゼロにしたいというのだったら、これは犬を飼うなという条例をつくった方が早いと思うのです。これは机上の話なのですけれども。

斉藤（陽）委員

なかなか犬を飼わないというか、今、非常に心のいやしとかそういった部分で飼う方が増えていますよね。ですから、絶対数、パイが大きくなれば、良心的な方も当然いるのですけれども、マナーを守らない方も出てくる場合が多いということで、今非常に問題化していると思うのですが、ぜひ全部が全部罰則適用という話ではないのですけれども、教育的な意味で指導の延長として、保健所として罰則も適用するのだという姿勢、具体的なそういう手段を講じて、そういう姿勢をぜひ示していただきたいというふうに要望いたしまして、終わります。



高橋委員

財政問題の歳入について

私は財政問題で、財政部に伺います。

財政については、歳入と歳出、入りと出の議論があるわけですが、今日は歳入、入りについて、私の質問を若干したいと思います。

まず、平成17年度の市税と地方交付税の額、それから歳入全体に対する率、これをお願いします。

（財政）財政課長

市税につきましては146億2,900万円、地方交付税につきましては157億7,700万円となっております。一般会計に占める比率としましては、市税の方は約24パーセント、地方交付税の方は約25パーセントとなっております。

高橋委員

市税と地方交付税を足すと、要するに半分、歳入の半分ということですよ。この中身が、影響が非常に大きいというふうに私は思います。それで、まず、市税の方の推移を確認したいと思いますけれども、近くでは平成9年がピークです。平成9年と平成17年度の比較、市税、全体との比較、これはどのようになっているか、教えてください。

（財政）市民税課長

市税収入の全体で、平成9年度が170億9,000万円ほどありまして、先ほど財政課長が平成17年度が146億2,900万円と言いましたので、24億6,100万円の減となっております。

高橋委員

非常に大きい落ち込みになってきているというふうには思うのです。平成9年度を100とすれば、約86パーセントになるのかなというふうに思います。その中身ですけれども、やはり額の大きい影響性のあるもの、2種類あるわけですが、これも比較して、平成9年度と17年度の比較で説明してほしいのですけれども、個人市民税と固定資産税について、それぞれお答えください。

（財政）資産税課長

市税収入のうち、固定資産税、都市計画税もあわせてお答えしますが、平成9年度が約79億8,100万円、平成17年度が約83億6,200万円、この2年度を単純に比較しますと、3億8,100万円ほどの増となっております。

（財政）市民税課長

個人市民税については、平成9年度が約59億6,600万円、平成17年度が38億500万円、この年度を比較いたしますと、約21億6,100万円の減となっております。

高橋委員

要するに、個人市民税の落ち込みがイコール市税収入全体の落ち込みというふうに考えていいのかなと思うのですが、それでよろしいですか。

（財政）市民税課長

先ほども、市税全体の収入の減額が24億6,100万円ありまして、そのうちの21億6,100万円が個人市民税ですので、八十七、八パーセントが個人市民税の減となっております。

高橋委員

それで、個人市民税と固定資産税、両方確認したいのですけれども、要するに比較ということで2年度で切って伺いましたけれども、ではその推移とその要因、なぜこういうふうになっていったのか。それから、固定資産税については、逆にプラスの部分があるわけですが、それぞれの要因について説明願います。

（財政）資産税課長

固定資産税、都市計画税もあわせて答えますが、平成9年度と平成17年度、この2年度を単純に比較しま

すと増となっていますが、新築家屋件数の増減やその地価下落など、さまざまな要因によりまして、この間のそれぞれの年度で増減が発生しておりまして、平成 9 年度から平成 17 年度までの全体的な傾向で見ますと、横ばい状況というふうになっております。

（財政）市民税課長

個人市民税の減収の要因でございますけれども、平成 9 年 1 月 1 日の人口が 15 万 6,664 人、平成 17 年 1 月 1 日の人口が 14 万 4,981 人と、毎年のように減ってきて、この 2 年間で比較すると、1 万 1,683 人の人口減がございます。それに伴って、納税義務者がこの 2 年度を比較すると約 8,700 人ほど減ってございまして、納税義務者の減が主な原因となっているのかなというふうに思っております。また、平成 9 年度は特別減税がなかった年でございまして、平成 10 年度には特別減税の定額控除がございましたし、平成 11 年度から 17 年度までは特別減税と定率減税がございました。こういうものが一因ともなっているというふうに考えてございます。

高橋委員

個人市民税、ちょっと計算をしてみました。それで、大体 8 年間で 36 パーセント落ちているわけですね。平均すると、年 4 パーセントずつ落ちているという状況であります。ただ、平成 16 年度と 17 年度を比較すると横ばいということで、そんなに落ちなくなってきたかというふうには思うのですが、今後の見通しとしてはどのように試算というか、検討されているのですか。

（財政）市民税課長

さまざまな税制改革によって、落ちる年度と落ちない年度が若干ございますけれども、今年度は高齢者控除とか公的年金の換算等で若干増えているという状況もございますし、来年度は税制改革のフラット課税というか、税源移譲が行われる予定になってございます。来年度の税源移譲の予想というか、試算数値でございますけれども、あくまでも試算でございますけれども、今年の予算のために計算した数値から、いわゆる課税標準額から、税源移譲後の税率と平成 18 年度の予算平均税率から人的調整控除というか、これはまた新たに作られるものでございます、所得税と住民税の人的控除額が違いますので、それでちょっと調整数値が使われますが、そういうものを頭に入れて試算すると、来年度は 9 億 5,800 万円ぐらいの市民税としては増というふうになるかと思えます。

高橋委員

わかりました。個人市民税では増えるということですね。

財政部長

誤解を与えてはいけませんので、ちょっと補足しますが、計算上は 9 億 5,600 万円、それが移譲によってその分はオンされるのですが、ところが今年はいわゆるその三位一体の絡みでもって、その税源が移譲される前段の作業として 10 億 100 万円、これが所得譲与税として来ているわけです。ですから、来年になるとそれがなくなりますから、逆に 9 億 5,700 万円という、理論的計算上で、それぐらいの税は増えるけれども、一方では 10 億 100 万円落ちますから、そうすると差し引きちょっと落ちるのではないかと。全体で見るとこういうことだということで、ちょっとお含みおきいただきたいと思えます。

高橋委員

そうですね。では、地方交付税の方にいきたいと思えます。まず、普通交付税の方ですけども、平成 11 年度とそれから平成 17 年度、この比較をまずお願いします。

（財政）財政課長

普通交付税でございますが、先ほどの平成 11 年度、地方交付税としては約 180 億 6,000 万円ですが、普通交付税はそのうち 166 億 5,000 万円でございます。それから、平成 17 年度におきましては、地方交付税全体が 157 億 8,000 万円、そのうち 145 億 1,000 万円が普通交付税となっております。

高橋委員

この 6 年間の推移を見ますと、これもずっと落ちてきている傾向だと思うのですが、その要因はどのような内容ですか。

（財政）財政課長

普通交付税のうちで、平成11年度と17年度の比較となりますが、この11年度と17年度の間に、臨時財政対策債というものが平成13年度に設けられました。これは地方交付税の一部を臨時財政対策債ということで、どちらかの方に振り替えるという制度が13年度に設けられまして、その関係で普通交付税そのものの額については減少している状況でございます。それらを振り替えられたのであれば、そうしたら足したらどうなるのかということもあるわけなのですが、11年度と17年度を比較しますと、今、私が言いました臨時財政対策債部分を足したとしても、約7億5,000万円、率にしますと4.1パーセント減っているという状況でございます。それから、その間に三位一体の改革と絡む面もあるのですが、国の方で地方単独事業につきましても、平成2、3年の水準に戻すということが、平成15年だったと思いますが、そのときの骨太方針の中で言われました。それで、そのときに当然地方単独事業を落とすということになりますと、地方交付税の中の積算でもされてございまして、具体的に言いますと、当時の積算の中に単位表というのがございまして、その率がたしか私の記憶ではずっと二けた台ぐらいで何年か落ちたと記憶しております。大きな要因としてはそれらがあるのと、もう一つ、今、17年度までのことなのですが、18年度においてもありましたけれども、交付税の中で国調人口が算定されておりまして、これがちょうど間で言いますと5年前ですから平成13年ですか、このときに小樽市で国調人口の減があれば、その分の影響もあったかと思えます。

高橋委員

もう少し整理をして確認をしたいと思うのですが、まず普通交付税の算出の方法、これを教えてください。

（財政）財政課長

普通交付税の算定につきましては、大きく二つ、基準財政需要額というものがございまして、細かいことを言えば、人口10万人の行政規模の団体を想定して、それに一定の率を掛けるということになるわけなのですが、一応基準財政需要額につきましては、これは各公共団体、小樽市のまず人口とか、あと道路の延長、道路の面積、あと学校の数とか、あと最近では75歳以上の人口とか、そういうもろもろの事業にかかわるそういうものを基準にいたしまして、一定の率といいますか、密度補正とか、段階補正とか、いろいろな補正がありまして、その基準財政需要額、当該地方団体のかかるだろう経費というものをまず一つ計算しております。

反対側で基準財政収入額、当該団体に標準的に入ってくるだろう収入額を計算しております。その計算の中には、先ほどもありました市民税とか固定資産税。

（「簡単でいいです」と呼ぶ者あり）

それとか、先ほど財政部長も言いましたけれども、平成18年度まで減っております所得譲与税なんかも含めた地方道路譲与税とか、それらのものが入っておりまして、それらで基準財政収入額を計算しまして、その差し引きでもって地方交付税の額が決まった。

一つ忘れましてけれども、あと基準財政需要額の中に公債費というのがありまして、交付税で算定される公債費というものが決められておりまして、その額についても算定されております。

高橋委員

要するに、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた残りの部分、これが地方交付税の算定基準ということですね。要するに、これだけ必要なのだと。国で見ている収入、このぐらいあなた方あるでしょうと。足りない分は国で見ますよと。そういうことでよろしいのですか。

財政部長

基本的にはそういうことでいいのですけれども、さっき基準財政収入額の入ってくる税額全部に見るわけではな

いのです。そのうちの75パーセントを収入額としてカウントして、残りの25パーセントというのは留保財源として自分のところで自由に使っていいですよというような形での、仕組みとしてはそういうふうになっているということで、今、いわゆるその需要額から収入額を引いた可離部分、これは基本的にはそこを交付税で埋めましょうというのは、この制度の成り立ちだということで御理解いただければいいと思います。

高橋委員

それで、「小樽市の財政」ということで、財政部で出している資料があります。それで、基準財政需要額とそれから基準財政収入額、これが全部載っているわけですがけれども、平成11年度から平成17年度までのずっと数字があるわけですがけれども、これについては数字は聞きません。それで、状況としては、これもやはり当然落ちてきている。問題なのは、ここで私も計算をしてみましたけれども、引き算ですから、需要額引く収入額で、収入額の方が実は緩いV字になって一回下がってきたのだけれども、平成15年度からまた上がり始めているというふうになっております。

何を言いたいかというと、収入額、引く方が大きいとなると、交付税は少なくなるということですよ。この細かい話は別として、あらあらの中身を若干説明をいただきたい。なぜその収入額が上がってきているのか、需要額が減ってきているのかというのを説明していただきたい。

（財政）財政課長

個々の年度の部分まで、ちょっとそこまで調べてございませんが、平成11年度から17年度まで言いますと、まず基準財政需要額につきましては、基準財政需要額の一部が先ほど私が説明した臨時財政対策債の方に振り替わることによってございまして、一応基準財政需要額を計算した後に一定の額、臨時財政対策債に振り替わる分を差し引いた額が、恐らく今言われている一般的な基準財政需要額になっているかと思います。それで、その中を見ますと、基準財政需要額の減ってきている要素としては、先ほども言いましたように、人口を算定しておりますので、その分で減っている分と、先ほども言いましたけれども、地方単独事業の分で算定上減らされてきている部分があるかかと思えます。あともう一つ、この若干増えている部分というの中にもありまして、交付税の中で算定されております、先ほどもちょっと言いましたけれども、公債費の部分で若干増が見られております。基準財政需要額の傾向としては、そういう状況かかと思えます。基準財政需要額につきましては、ちょっと15年度と16年度で増えて、その辺の分析、私、今持っている資料ではちょっと承知しかねます。それで、17年度につきましては、一部この三位一体の改革の中で所得譲与税がということで設けられた分で、たしか譲与税分が増えているというふうに認識しております。

高橋委員

具体的な数字をばつつけていかないと何かびんとこない議論になるので、これはまた違う機会でやりたいと思います。それで、臨時財政対策債についてもちょっと確認をしたかったのですが、これも時間がないので、また次回に移しますけれども、結論として、前にも要望というか、提案したのですがけれども、何を言いたいかというと、今、入りの部分の議論をしてきましたけれども、とてもこれから増えるという状況にはない。下がっても、上がるという状況はないとすると、短期にしても、中期にしても、入りの部分のシミュレーションがやはり必要だろうと。その入りの部分のはっきりしなければ、その試算がはっきりしなければ、ずっと議論になっている公債費、どんどん下がっている、余裕も出てくるという話をしていますけれども、それが入りの部分が右肩下がりになった場合に、その余裕もなくなるのではないかとこのように私は心配をしております。そういう意味で、この入りの部分のシミュレーションをぜひ5年、10年ぐらいのスパン、短期・中期のそういうシミュレーションをすべきかなというふうに思っているのですが、これはいかがでしょうか。

財政部長

いろいろ今お話がありまして、確かにそうだと思います。歳入プランの中では、やはりそこまで出しておりませ

んけれども、今後、こういった意味で議論がございます北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金が長期に始まってまいりますし、病院のこともありますし、そういう歳出の面でもいろいろとありますので、入りの部分についての一定程度の推計を持つ中でというのはやはり必要かなと思います。いずれにしても、交付税制度自体がいろいろなことが今また言われ始めていますので、その辺をきちんと見据えてからというのがありますけれども、その御提言についてはきちんと念頭に置いてやはり考えていかなければならないと思っています。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

平成会に移す前に、委員長からちょっとお願いです。昨日、今日も質疑の中で予算特別委員会と決算特別委員会にかかわるような、これは極めてデリケートなのですが、多分にあったかなという感じもしておりますので、委員の皆さんには、質疑の際にはぜひ予算特別委員会の質疑に御協力いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、平成会に移します。

-----  
上野委員

私も住宅用火災警報器の件で質問があったのですが、山田委員が質問しましたので、1点だけちょっと私の勘違いかわかりませんが、山田委員が一般の住宅に対して何らかの助成があるのかという質問をしたと思うのですが、そのときにこれから考えていきたいというような答えであったと思うのです。それを再確認したいのですが、違ったのですか。難しいということですね。そういうふうに私も考えたもので、もちろん、それは難しいと思ひますが、やはりもうつけている方もいますし、それからもう一点ございますけれども、価格の問題も、消防長の方から3個だったら1万円ぐらい、これなんかやはりどういうふうに推移していくか、これは消防の省令ということとはまた別の問題であるような気がいたしますので、その辺消防本部の方としては速やかにつけていただくというようなもので、今後設置をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。これはこれで終わります。

市営墓地について

今年の夏は本当に暑かったです。私もお寺の骨堂で、本当に暑かったです。

なぜかという、そこに質問が入っていますので言うわけでございますけれども、墓地に関してでございますけれども、本当に今回、墓地のこれはごみと言ったら怒られますので、お花とか供物等々、広範囲にわたって小樽市に墓地がたくさんあると思ひますが、行政としては大変な作業だったと思ひますが、その状況について、墓地が何か所ぐらいあって、どのようにそういう供物等の処分をやったのかということをお知らせください。

（市民）戸籍住民課長

市営墓地のごみの関係なのですが、市営墓地は銭函から蘭島まで大体14か所ございます。それで、区画は大体1万5,591区画ということでやっています。それで、散乱ごみということで、私ども、昨年、墓地内のごみ箱を撤去したという、そういった状況にあります。基本的には、そういったものはお持ち帰りをお願いしたいということで考えておまして、分別して処理するのが大変財政的にも難しいということで、このごみ箱を撤去したということで、それでごみの状況なのですが、4月の雪解け時期に散乱しているごみについては、職員が回って収集しているという、そういった状況にあります。それとあとお盆前には、市内14か所の墓地の通路の関係の草刈り、そのときもこの草刈りに合わせて散乱しているごみを集積しているという形になっております。それとあと、お盆後なのですが、先ほど言った供物等について、全部集積して、それも処理業者をお願いをして対応しているという状況です。予算的には、草刈りとかこういった供物等の清掃、そのごみの収集、搬出ということで、大体500万円程度の予算がかかっていると、そういった状況にはなっています。

上野委員

お参りに行く方は、やはりお持ち帰りくださいと言っても、なかなかこれは持ち帰りしないのですよね。これは啓もうとしてはこれからもやってほしいのですけれども、このような暑い日に何日間も放置すると、やはり悪臭、今は墓地の近くに結構住宅等もございますので、市としましては一生懸命それに対しては取り組んでいると思えますけれども、環境問題等もございますので、なお一層の努力をお願いいたします。

この機会でございますので、小樽市で市営の墓地として今どのぐらいの場所を貸し出ししているのか、また、それについて余っているのか、又は待機者がいるのか、ちょっとここで確認をさせていただきます。

（市民）戸籍住民課長

市内の墓地、区画の関係でございますけれども、平成18年3月末現在で、区画数は先ほど申し上げましたとおり1万5,591区画ということになります。そのうち貸し出ししている件数は1万5,461区画、数字的には130区画がお貸しできるという状況にはなっています。

それで、待機者数なのでございますけれども、平成17年度末で76名、それで18年度の8月末で93名という、そういった状況にあります。それで、130区画はあるのですけれども、申込みの方のいろいろお墓の指定とか、場所の指定とかありまして、なかなかマッチングしない。例えば、中央墓地については、一番上の方なのでございますけれども、十数区画あいているのですけれども、申込みの方にそういったところを紹介しても、下の方があくまで待つという、そういった状況でなかなかマッチングしないようで、なかなか待機者というのは解消されていない。一方、あいているところ、墓地はあるのですけれども、申込みの方がいらっしゃらないとかという、そういった状況で待機者が8月末で93名になっている、そういった状況にあります。

上野委員

無縁となっているような、もうそれこそだれもいなくなったところがかかなりあるので、その状況がわかれば、それと、今後、造成をしていくのか、していかないのか、そういう計画があるのかないのかを知りたいのですけれども。

（市民）戸籍住民課長

墓地の区画造成なのでございますけれども、実は平成7年に銭函第二墓地、250区画を整地したということは、これは土地を寄付していただいて、相当数の経費を要した、そういった状況であります。それで、銭函地区については、まだ待機されている方はいらっしゃいますけれども、ほぼ充足されているのかなというような状況にあります。それとあと、既存の墓地をなかなか拡張して造成していくということは、山・坂というか、土地はあいてはいるのですけれども、ここを新たに造成していくというのはばく大なものがかかかりますので、既存の墓地内にも有効というか、ただ墓地として使えるような場所も、今年もある墓地で何か所か私どもが区画工事をした部分もありますので、そういったまだ利用されそうな部分の土地について、大した造成はできませんけれども、区画を決めて提供していきたいというふうに考えてございます。

それとあと、無縁墓地ということなのでございますけれども、私も墓地をいろいろ回った中で、草がぼうぼうだとか、そういったところが見受けられますし、墓石らしきものが置いてあれば、なかなかそういったところは手をかけるわけにもいきませんので、それとあと、もしそういったところを貸して、工事中にお骨というか、そういったものが出てくるとい、そういった問題もあります。それで、そういった方は小樽市内に住んでおられない方も結構いらっしゃいますので、一応台帳上から戸籍をたどって追及していくのはかなり難しいものがありますけれども、そういったものを地道に今後調査して行って、できるだけ解消に努めたいと、そういうふうには考えてございます。

上野委員

本当に歴史のある小樽でございますので、本当に100年前からそういうことがありますので、やはりいろいろとラブルの原因になる話でございますので、その辺よろしくをお願いいたします。

この項最後でございますけれども、9月5日に千葉県柏市の方が北海道新聞に1通の投書をしていたことを読みまして、大変よかったなというのは、中央墓地に車の乗り入れができないので、市として巡回ワゴン車を運行して、そこに思わず行政に血が通ったと喝さいをしていました。早速利用させていただき、2か所を回って楽なお参りができましたと。このように各地の方が、このような小さなことと思いますけれども、小樽市全般にわたって血の通っている行政だというふうに書いてくれたことに私も目を通しましたので、これはたまたまお墓のことでございますけれども、いろいろな面でこういう面で多くの方に感激を与えるような行政にさせていただきたい、これは私からお願いです。

博物館について

次に、博物館につきまして質問いたします。

前回、代表質問で新博物館につきまして、私は、質問いたしました。（仮称）新博物館におけるこれからの考え方の中に、青少年科学技術館と博物館の機能を融合し、本道鉄道発祥の地にふさわしい社会教育施設として、より充実した新たな博物館の創設を図る、また開始に当たっては、鉄道と科学の融合の視点に立って、博物館に重点を置いた内容を推進しますというようなお答えをいただきました。大変答えとしては、今の構想の中では事実このような構想で進んでいると思いますけれども、今日は新博物館は今議会で予算計上もなされますし、また、内容等もある程度固まっておりますけれども、問題は今のある色内の博物館でございますけれども、これにつきまして私もいろいろ懸念があるわけでございまして、向こうの方に博物館、どういう名称になるかもわかりません。博物館という名称になるのか、何々ミュージアムという名称になるのか、これはまだ決まっていないということでございまして、どちらにしても向こうが主になるわけでございまして、向こうが博物館という名前になると、こちらは博物館の分館という形になると思います。函館市では博物館と2か所の分館がありますけれども、やはり小樽市においてこの歴史ある博物館、大分前にも私は、質問をしたのですけれども、博物館というのは飾っているものだけでなく、奥にある収蔵庫の中に何があるか、それを市民にどのように伝えていくかということが、私は博物館の大きな使命感だと思うわけでございます。これにつきまして、今の博物館を将来はもう本館に吸収合併をするというようなことが、私は起きてはいけないと思います。あれはあれで、本当に歴史のある、日本でも、私もいろいろなところに行っていますけれども、あのような歴史的建造物の中に小樽の歴史があるという博物館は珍しいのです。北海道も私いろいろなところに行きましたけれども、いろいろなものを大工がつくって、昔の形をつくって、そして中身も昔の住んだ家とか、そういうものをつくっているところもありました。しかし、小樽の場合は、本当に歴史がそのまま博物館の中にありますので、どうか色内の博物館の火を消してはいけません。そして、名前もやはりきちんと博物館として認知して、将来にわたってあそこはもう絶対博物館として置いていくのだ。本館に、本館と云ってはあれですけれども、（仮称）新博物館にあれを持っていくようなことをしていただきたくないというのが、私の気持ちでございます。そして、博物館の名称は、あの地に全国津々浦々からかなりの方があの博物館を見ているわけでございまして、あそこにあれがなくなると、私は本当に2回、3回来た方が、博物館というのはほかのものと違って2回も3回も見ても味があるのです。2回見た人がまた3回目見学したい、勉強したいというのが博物館でございますので、あの地にあの形で残していただきたいと思うのですけれども、まず館長の方からちょっとその点をお聞きして、その思いを教育長、お願いいたします。

（教育）新博物館開設準備室長

ただいまの上野委員からの御質問でございますが、今、私ども新博物館開設準備室で新しい博物館をつくるべく、誠心誠意努力しているところでございますが、基本計画で示させていただきましたが、吸収合併という気持ちは全くございまして、現在ある博物館も半世紀にわたるこの小樽の歴史でございますので、あそこはあそこですっきりした形で多くの方々に見ていただきたいし、教育の場として活用していきたい。それとは別に、手宮の交通記念館エリアについては、青少年科学技術館の機能を融合した形で、新たなスタイルの小樽の博物館という、そういう

イメージづくりに今尽くしているところでございます。

教育長

今、新博物館開設準備室長から話しましたように、私どもとしましては、二つのものを一つにするとか、そういう思いではなくて、やはり運河を中心にしながら、さらに手宮の方へずっと向けた、そういった一連のものを考えて、そういった形で進めてございますので、色内のところをなくするとか、そういうのは今、念頭にはございません。

また、ネーミングについてでございますけれども、それは単に市民だけではなくて、先日も話しましたように、北海道の鉄道発祥の地としての小樽でもありますし、そういうことも全部含めて、北海道の方が、日本じゅうの方がその名称を見て、ああ、これは小樽のものだというのがわかるようなものを今、施設名称検討委員会で検討していただいておりますので、その結果をまた皆さんに聞きながら、皆さんのいい知恵を出していただきたいと考えております。

上野委員

どうぞ、言葉だけではなく、何らかの形で色内の本館をきちんと残していくのだという、今回の計画の中に明記していただければありがたいと思います。今回の新博物館の構想は、あくまでも教育委員会が主体になって、市民の声というより、はっきり言ったら教育委員会がああいうふうにするのだという意気込みでやったはずで、市民があれをやってくれという声は初めはなかったと思いますので、その辺やった以上は責任を持って、本当にオープンに向けて、そしてオープンしてからも、そして今の博物館をきちんと守るのだという強い決意の下でやっていただくことをお願いいたします。これはもう答弁は要りませんので。

指定管理者制度について

次に、指定管理者について若干質問いたします。かなりの数が今、小樽市の指定管理者になってございます。これからもいろいろ市民会館を含めてかなりの数が指定管理者になっていくと思いますけれども、懸念するのは、少ないうちはある程度目の届く範囲内で指導もできるし、いろいろ市として助言もできる。しかし、数が増えていくことに、やはり散漫になっていくのではないかなど。前回、うちの会派の大島議員からも、それも一つのいろいろな原因になっていくのではないかと。私が今懸念しているのは、小樽市が直営でやっていて大変だったのだから、民間にお願いしたのです。まさしくそうですね。財政的にも小樽市がそこでやっていけば、何も財政的にそれができれば市でもできますけれども、いろいろな面で小樽が大変だということで、民間の方が小樽市のためにそれを引き受けてくれたというふうには、そういうところも全部とは思いませんけれども、大半はそういう本当に小樽市のために指定管理者になったという思いがあると思いますので、その方たちがもし次の更新年度で、そこまで言われるのだったらもうやめるとかというふうにならないことをやはり今からきちんと行政側も腹に据えていかないと、せっかく民間が一生懸命やった部分が逆にそういうことになるのではないかとということをおっしゃるので、その辺について答えていただければありがたいのですけれども、いかがですか。

（総務）笠原主幹

ただいま指定管理者の件で御質問がございましたけれども、まず本年 4 月 1 日までに 28 施設で指定管理者に委託してございます。そのうち 2 施設、鯉御殿とさくら学園につきましては平成 16 年度からやっておりますし、本年残りの 26 施設になりますけれども、基本的には今回平成 18 年度に導入した施設につきましては、従前から公共的団体に管理委託していたもの、それをこの 9 月 2 日で指定管理者に移行するか、直営に持っていか、そういうような中で、指定管理者制度の選定をしたというのがまず経過でございます。その中で、総合体育館以外の施設につきましては、従前の受託者が指定管理者になったということでございます。

今懸念ということでお話しいただきましたけれども、一つは、市としては当然その施設を管理していただく、そういう業務をお願いするという関係から、当然その業務、どういう形でやっていただくか、そういうものを業務



仕様書で示して、この協定書を結ぶなりで対応をしていただいています。その中には、当然市がやっても、民間がやっても、一定程度これは絶対やらなければならないというようなものは当然含まれておりますから、そういう部分については管理する所管としては当然そこについての指導はしていくという形はあろうかと思えます。ただ、実際にこの指定管理者を運営していく中で、こういう制度を続けていく中では、そういう事業者と市の担当部局がやはり日ごろから連携を密にして、いろいろな場面で課題等を含めた協議をしながら解決していく必要があるのではないかと考えていますので、一方的に市がこういうことをしなさいというのももちろんあってはいけないことだと思えますし、今言いましたような協議というのは必要になってくるのかなというふうには思っています。

上野委員

どうぞ、指定管理者と心が触れ合う行政として仕事を、ますますこれからの指定管理の場所は、今まではある程度できる範囲、要するにやりやすいところからやっていると思うのです。これからいろいろな施設が、例えば市民会館とか市民センターになってくると、もう複雑なのです。これはもう御承知のとおり。ただ施設を管理すればいいではなくて、例えば器具とかいろいろなもので大変複雑になってきますので、そういうところの指定管理者への委託に向けて、やはりある程度今までと違うのだということを肝に銘じてやってくださればありがたいと思いますので、これは要望でございます。

市役所内の保健室について

最後でございますけれども、保健室につきましてちょっと質問いたします。これは、私も、たまたま行くのですよね。この間も議会のときに偏頭痛で休みに行ったら、ちゃんと血圧もはかってくれまして、そのときにちょうど薬もくれたのですけれども、「これは、ただでいいのですか。」と私が言ったら、「いや、どうぞ。」と。ちょっと私もどこでこれをやっているのかなと思って、私、勉強不足で、どういう形でこの保健室を置いているのかというような単純なことを何も勉強しないで済みましたので、これについてどういうシステムであそこがどうなっているか、説明していただければありがたいのですけれども。

（総務）職員課長

保健室のシステムということでございますけれども、実際に担当しておりますのは職員課の厚生係ということになります。ただ、その設置の根拠ということになりますと、ちょっとかたい話になって恐縮なのですが、労働安全衛生法に基づきまして、市としましては小樽市職員安全衛生管理規則という規則を定めておりまして、その中であくまでも対象は職員ということなのですが、議会には申しわけないのですが、職員の危険又は健康障害を防止するための措置とか、それから職員の安全又は衛生のための教育の実施、それから健康診断の実施、こういったような職員対象ということで保健室を設置しております。もちろん、この設置に当たっての総括管理ということになりますと、総括安全衛生管理者というものを置くことになっておりまして、これにつきましては、総務部長が充てられております。こういった職員の健康管理のために、地下に保健室を置いているわけなのですが、その実際の形態といいますか、形としましては、御存じのとおり、保健師を置いております。この保健師につきましては、嘱託の保健師ということで2名置いております。

また、先ほどお話がありましたとおり、議員が来た場合とか、それから市民の方が来た場合、いずれの場合もぐあいが悪くて来ていただくわけですから、職員対象といいますが、決してそれをだめですということでお断りするということにはございません。

上野委員

市民の方も急な場合は、例えばこういう市役所にいてそういう倒れた場合には、それを利用する場合もあるということですね。これ、予算的にどのぐらいあそこに費用がかかっているのか。ちょっと参考までに。

（総務）職員課長

平成18年度の予算で話しますけれども、予算の大多数が実は嘱託の報酬ということで、嘱託報酬2名分で約450

万円ほどになっております。それ以外には、保健室のいろいろな消耗品関係と、それから今お話の薬代、合わせまして約15万円、以上がすべてでございます。

上野委員

やはりこれだけの人数がいて、職員、また市民が利用するこの市役所でございますので、保健室も本当にそういう健康管理、またいろいろな面で身近にあるというのが答弁を聞きまして大変大事なことだと思いました。

大橋委員

2問だけ質問をさせていただきます。

第二病院の給食について

まず、第二病院の給食の委託についてなのですが、これは小樽病院の給食というか、民間委託をするときに、いろいろな議論がなされましたので、その中で地元に対する零細業者への影響ということで、資材、特に食材関係の納入業者を守れるのかという議論をした経過がございます。委託する業者に対しては、地元を優先するように図るということで行われたわけですが、そのときにいわゆる小樽病院を受注する、つまり委託する業者については、ほかの委託先では地元の業者がカットされたという評価のあったところだったので、いろいろ心配をしました。それで、昨年6月に、本会議の中で、結果はどうだったという質問をしたわけですが、そのときの結果は、平成16年度の小樽市内の業者が23業者、直営の時代にいたわけですが、17年度の委託のときには23業者が11業者に減ってしまった。それで、23業者のうち、引き続き継続できたのが8業者であるという惨たんたる結果に終わりました。

そういう部分を踏まえまして、今回、第二病院の場合はシダックスという前と違った業者なので、それで第二病院の病院給食における食材納入業者の問題についてお尋ねします。17年度の市内からの納入業者の数と、それから18年度委託されてからの納入業者の数について、教えていただきたいと思います。

（二病）事務局次長

今、大橋委員からも御指摘のありましたとおり、私どもも業者選定に当たって、選考段階からその点については大変重要な要素の一つとして、それぞれ業者の方に働きかけてまいりました。その結果、委託前の昨年度と比較いたしますと、業者の件数ということですが、地元業者の率が、平成17年度は24社中17社と、約7割でありました。今年度は、食材の納入業者14社中11社と、約8割であります。

大橋委員

数の上では非常に最小限に影響がとどまったのかなというふうに考えます。それで、いわゆるある程度患者の評価というものも声が出てきていると思いますけれども、入院患者からの今年になってからの給食に対しての評価と、いいですか、そういうような声とかは聞いていますか。

（二病）事務局次長

4月と6月に、患者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。4月の段階では、委託業務を始めましてまだ1週間目ということでしたので、味つけが薄いなどの指摘はありましたけれども、6月にはそういったことも改善されまして、おおむね良好という評価をいただいております。

大橋委員

はい、わかりました。引き続き、患者のためにより給食をしていただきたいと思います。

高校通学区域規則について

次に、高校の入学のことでお尋ねしますが、定員の削減とかそういうことで、小樽市も毎回普通科を減らされるのではないかと非常に心配しています。そんな中で、先日、石狩管内が7学区から1学区制に変わるという問題が発生しまして、それに関して小樽市内の父母から不安の声が出ていますのでちょっとお尋ねするのですが、

現在、小樽市内の高校受験生で、札幌へ越境入学する場合に、いわゆる越境でありますから、何パーセント小樽から入学できるとか、そういう規定というのがあると思いますが、それについて教えてください。

（教育）学校教育課長

現在、小樽から札幌市内の高校に入学できるのは、入学者の 5 パーセントというふうになってございます。

大橋委員

入学者の 5 パーセントというのは、いわゆる札幌市内のいろいろな学校、どの学校に対しても結局その 5 パーセント、1 校に対して 5 パーセントという意味なのか、札幌市内の総定員に対して 5 パーセントなのか、要は小樽から、言ってしまうと、銭函地区ですから、隣の手稲地区に行くケースが多いのですけれども、もうちょっと詳しくどういう形になるのか、教えてください。

（教育）学校教育課長

先ほど、5 パーセントと話したのは、札幌市内の高校に入る場合です。小樽から例えば札幌市内の 36 の学校がありますけれども、そこに入る場合は、そういう 5 パーセント枠というのかかかってございます。ただ、今、銭函地区の部分で話しますと、石狩第 5 学区というところがございまして、そこには 6 校の高校がございまして、それが中央区、それから西区、手稲区という形で高校がそれぞれございまして、その中で特例と申しましょうか、そういうような措置の中で、小樽市銭函 1 丁目から 5 丁目、それから星野町、春香町、見晴町、張碓町及び桂岡町に関しましては、手稲の稲西高校、それから稲北高校に、これは普通の通学区域と同じ形で、その 5 パーセント枠は関係なく、普通に受験できるということになってございます。

大橋委員

普通に受験できるということは、要するに小樽市内の潮陵高校や桜陽高校を受けるのと同じ感覚で受けて、そして成績さえよければ入れるということですか。

（教育）学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

大橋委員

それで、結局銭函中学校の父母の間で不安が起きているのは、今の中学 1 年生が今度入学するときこの問題が発生するのですけれども、石狩は、今まではそういうふうに学区制に分かれていたものが、全部 1 学区ということに向こうはなってしまうわけですね。そうするとその場合に、1 学区制の話の中に小樽からの特別枠といいますか、それも巻き込まれてしまって、どこに行ってもいいけれども、そういう小樽市の銭函地区の学生の優遇の部分が消えてしまうのではないかと不安が現実起きています。この辺についてはいかがでしょうか。

（教育）学校教育課長

確かに新聞でそういった報道がされて、私どももこれはどうなるのかなという思いはちょっとございます。ただ、新聞報道、石狩の 7 学区が一つになるという形で、それはここでございまして、この北海道の規則を見ますと、それとは別な形で稲西高校、稲北高校については記載されていますし、小樽市だけではなく、違う学区の高校もそういう形で記載されてございます。ですから、この部分については、私どもに細かな情報というのはまだ来ていませんけれども、変更はないというふうに考えておりますので、また情報が入り次第連絡いたしたいと思います。

大橋委員

情報が入りましたら、銭函中学校の方には何か機会を設けて、父母に説明するとか、そういうようなことをお願いしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

-----  
斎藤（博）委員

市職員のゼロ採用について

それでは最初に、職員の採用計画にかかわって、何点かお尋ねしたいと思います。

1 か月ぐらい前ででしょうか、小樽市が来年度の採用をゼロと決定したというようなことが大変大きく新聞報道された記憶があります。まず、新聞報道について、どういった経過なりでやりとりがあったのかを聞きたいと思いません。

（総務）職員課長

今年の 8 月 11 日の北海道新聞の記事かと思えますけれども、この記事で小樽市は来春も一般職員を採用しないという記事が載ったわけなのですけれども、これにつきましては、当初今年度事務職を一定程度採用しようということで、採用予定をしておりました。けれども、今年 7 月に各部局と人事ヒアリングを行いまして、そういった中で結局そのヒアリング結果から、事務職の採用については今年度見送ろうという結論に至りました。そういったことを話したということと、それとまた財政再建推進プランでいうところの平成 21 年度末までに退職者 290 名に対して補充 90 名程度ということで、200 名で 90 名削減ということで目標設定をしておりますけれども、こういった目標設定につきましては、何としても達成しなければならないのだという話をしました。またさらには、今年度、年度途中での退職者ということにつきましては、今段階ではちょっとまだどういった数字になるかというのが押さえきれないのであるけれども、そういった予想外の数字が動くということがあるということ、さらには来年度以降、団塊の世代が大量に退職していくというようなことから、現在ある組織についても、受皿としてスリム化していかなければ、今後なかなかやっていけないというような話をしたわけなのですけれども、そのとおり意を尽くした形で記事に載ったかどうかというのはまたちょっと別問題なのですけれども、そういった話をしまして、それが記事になったということでございます。

斎藤（博）委員

今ほどは職員課長の話でも触れられているわけなのですけれども、新年度の採用に向けたヒアリングが行われたというようなことの話、その時期にどのぐらいの期間をかけて、こういった形でそのヒアリングというのが行われたのか、そこら辺について、もう少し詳しくお聞かせください。

（総務）職員課長

実際に 7 月の初旬に、通常大体この時期は例年同じくらいなのですけれども、約 1 週間程度かけまして、予備日も含めてなのですけれども、7 月の初旬に各部局と総務部長を軸にしまして、人事ヒアリングを行っております。もちろんヒアリングを受ける各部局の方も、各部長、課長、こういったようなことで実施しています。期間的には、おおよそ 1 週間程度かけましてヒアリングを行っているということになります。

斎藤（博）委員

7 月の初旬、1 週間程度かけてヒアリングが行われているというふうに今説明がありました。7 月で、今回の場合、先ほどの新聞が 8 月 11 日なのですけれども、小樽市としていろいろやりくりしたのでしょうか、今年は

ゼロ採用でいくというふうにしたのはいつですか。

（総務）職員課長

実際に採用を見送るというのを決めたのは、7月19日でございます。

斎藤（博）委員

7月の上旬に初めてヒアリングが行われて、そこでが一定の積算が行われて、一般職で言うとゼロ採用が決まった。中身はともかくとして、普通で言うと、4月に人事異動があって、時には部長もかわる、課長もかわる、当然いろいろな形で人が動いていく中で、4月、5月というのはそれぞれ2か月も欠員はないでしょうけれども、なかなか職場的には欠けていると言いますか、そういった時期だろうというふうに思うわけです。その時期に、例えばその新しい課長なり、新しい部長に、明年度に向けた採用の見通しなり考えを聞くというのは、果たしてどうなのかなという思いがあるわけです。まず、なぜこの時期に、7月の上旬という今言いましたように比較的早い時期にゼロ採用を決めなければならないのか、その時期的な理由についてお聞かせください。

（総務）職員課長

この時期にやらなければいけないということについては、職員の採用試験と密接にかかわっておりまして、現在、職員の採用試験につきましては、これは1次試験ですけれども、試験問題については外部に委託しております。ですから、その外部に委託して試験を実施するということなのですけれども、その実施時期、いろいろ市によって設定は可能なのですが、ただ、これは統一試験日というものがあるのですけれども、各市が大体同じ時期、例年而言いますと9月中旬ぐらいになるのですけれども、こういう9月中旬ぐらいの統一試験日に実施することによって委託料が安くなるということがまず一つあります。それから、もう一つは、その統一試験日に実施することによって、いわゆるかけ持ち受験を防げる、いわゆるいろいろなところをとにかく数でたくさん受けて、結果的にはいい職員だと思って採用しようとしたら、実はけられてしまう、そういうケースが結構あるわけですから、それを避けるためにも、皆さんと同じ時期に試験をすることで、そういったけられるというような形を避けたいということ、それからまた、もし違う時期にしたとしたらということをお考えすると、結果的にたくさんの方がかけ持ちして受験してきますので、1人当たり幾らという委託料の積算になるものですから、予想外にたくさんの方が応募してきてしまって、そのためにたくさんの方の経費を小樽市が払わなければいけない、そういうようなこともございます。そういったもろもろのことがございまして、できるだけうちとしては統一試験日、9月中旬には試験を行いたいというふうに考えております。

ただ、そうしますと9月中旬ということで、そこから逆算していきますと、例えば試験監督の手配をするとか、あるいは募集期間を設けるとか、いろいろな事務手続をするといった期間を逆算して見てきますと、9月中旬には試験ですから、当然それ以前にきちんと募集をして、周知をしてということも必要ですので、そういったことからいいますと、今話しましたように、7月上旬でヒアリングをするという部分、むしろぎりぎりの状態であるということで、これにつきましては、小樽市だけではなくて、他都市も皆同じような悩みを持っておりまして、人事担当としましては、できれば本当は7月ではなくて、6月にでも行いたいぐらいの気持ちを、大体道内他都市を見ましても同じようなお話しをされております。

斎藤（博）委員

余談ですけれども、小樽市役所の職員の採用試験が民間委託されたというのはいつからですか。

（総務）職員課長

申しわけございません、ちょっと今資料を持ち合わせていませんので、後ほどお知らせしたいと思います。たまさか私が受けた昭和56年は、間違いなく今の試験ではなかったということで、自前の試験になっておりましたので、ですから恐らく平成の何年かからだと思いますけれども、後ほどちょっと詳しいところは調べてお知らせしたいと思います。

斎藤（博）委員

ゼロ採用を決めたことに戻るわけなのですけれども、人事担当者としてはコストの問題、人材確保の見地、いろいろなことを考えると、そういう時期に一齐にやった方がいろいろ便利になるという話は聞いたところでは理解したことですけれども、国とか北海道の方が次年度に向けての事務事業の動かしとか、例えば新しい事業の影響が明らかになってくる時期というのは、決してそんな 6 月、7 月というような時期に見えてくるというのはなかなか難しいのではないかな、まずその辺についてどう思われているのか。

それから、当然いろいろな事情の中で、中途で退職される方もいらっしゃいますし、健康上の理由と同じですけれども、中途採用の部分なんかもあるわけですし、その部分というのが、要するに採用計画の一つの用途である退職者の補充といいますが、その部分というのは、極端に言うが遅ければ遅いほど正しい数字に近づいていくのだらうというふうに思うわけですけれども、それが 7 月というのは新年度に入りまして 3 か月後に一定の結論を出していくということでは、非常に不確定要素ではないのか。それから、国、北海道の動き。それから、小樽市自体が、率直なところ、7 月の段階で次年度の事業計画とかそういうような関係がある中で募集も含めた実際のその組織の見直しとか体制について議論が十分に行われた中でヒアリングが行われているのだらうか、そこら辺の兼ね合いについてどういうふうに考えていますか。

（総務）職員課長

確かに不確定要素ということで、例えば中途退職とか、事業増とか、年度途中に出てくる要素というのはいろいろあるかと思えます。けれども、それにつきましては、そういったものが出来れば、1 年遅れになるかもしれませんが、1 年遅れに必ず手当できるという保証はありませんけれども、その間、一つの例としては臨時職員で対応するとか、そういったことで翌年度まで様子を見た上で、やはりそれでもなおかつどうしても 1 人工あって、それについて補充しなければならないというようなことになれば、これはまた翌年度の配置のときの検討課題ということになりますので、その途中でいろいろな要素につきましては、今話したように臨時職員とか、そういった臨時の対応をする中で待っていただくということになるのでしょうし、また、それを 7 月がいいのか、あるいは 9 月がいいのか、11 月がいいのか、3 月がいいかということになってきますと、どこかで切らなければならないわけですから、その切る時点をどこに持ってくるかということだと思えます。遅ければ遅いほど確かに確定でしょうけれども、例えば極端に言うと、1 月や 2 月に採用試験を行っていい人材が集められるのかということになりますと、逆に言いますと、もういい人材はすべてほかにとられてしまっているということになってしまうということも十分考えられますし、ですからどこで切るかという問題につきましては、やはり先ほどちょっと話しましたが、統一試験日を設けているいろいろなメリットがあるという中で、採用するのであれば 9 月の試験で採用するというのを目指してやっていきたいということで、市としてはそれに合わせた準備段階として 7 月にヒアリングをしているということでございます。

斎藤（博）委員

今年の 3 月末の退職と 4 月 1 日の採用ということで具体的に聞きたいのですけれども、今年の 3 月 31 日に退職になった方の職種別の数と採用数についてお答えください。

（総務）職員課長

今年の 3 月 31 日現在の退職者ですけれども、ちょっとこれはいろいろな職種がありますので、ある程度くくって話しますけれども、消防職員を含めた事務技術職の今年の 3 月末の退職者が 20 名でございます。それから、医療技術ということで、これは医師とか、看護師とか、助産師とか、そういった方を含めまして医療技術ということで 33 名が退職しております。それから、運転手とか、用務員とか、そういった業務員が 12 名ということで、合計で今年の 3 月末では 65 名が退職しております。

それから、今年の 4 月 1 日の採用でございますけれども、今年の 4 月 1 日では、先ほどと同じように消防職員を

含めた事務技術職で7名採用しております。ただ、この7名の中には、北海道からの派遣者2名も含めての採用という形になっております。それから、医療技術職、これは医師も含めた形ですが、それで10名ということで、合計で4月1日では17名採用しております。ですから、先ほど話しました65名の退職者とそれから17名の採用者ということで、その差は48名ということになるわけですが、ただ、これはあくまでも時点のずれといいますが、3月末、いわゆる定年退職が発生して翌日、採用も1部あるのですけれども、4月1日というのは一番、人事担当としては不確定といいますが、不安定な時期というふうに押さえておまして、通常ですと5月1日、6月1日の数字を用いて話しをするというのが一般的なのですけれども、単純に3月末と4月1日を比べますと48名の差ということなのですが、ただ、例えば今年の5月1日の採用で話しますと、看護師等含めて医療技術で26名を5月1日で採用しておりますので、少なくとももうその時点で48名のいわゆる欠員が26名分埋まったという形になっております。ですから、5月1日まで来ますと、もう既にその時点で22名が欠員というような形になるかと思えます。ですから、そういった意味では、ちょっと今、3月末と4月1日だけを比べるとそういう状況なのですが、それをずっと年度末まで引きずっていくという意味ではございませんので、随時医療技術なんかを採用しながら埋めていっているという状況になっています。

斎藤（博）委員

医療技術の場合は、資格の試験の関係とかもありますので、難しい部分もあると思います。それから、医師を含めて33名やめて、その後単純に言うところ補充が終わって、そのうちまたやめていくかもしれない。現業といいますが、そういった部分についてはゼロだったわけですが、事務や消防を含めて7名ですが、これは北海道から2名来ていますし、消防職員が5名。

（「消防は3名。採用ですね」と呼ぶ者あり）

北海道から2名。これは何の内訳なのでしたか。

（総務）職員課長

消防職員を含んだ7名ということなのですが、事務職員が2名とそれから土木技術職員が1名、それから衛生化学職員が1名、それから消防職員が3名ということでございます。

斎藤（博）委員

退職していない職種の方の採用とかもあったかもしれませんが、そのうちの20名やめられて7名採用できたという中で、消防職員を除いた場合、どういったヒアリングの見解を、例えば増やすところはどのくらいあって、減るところはどのくらいあって、結果として消防職員を除いて2、1、1の4名を採用ということになったのかという内訳を聞かせてください。

（総務）職員課長

今年7月の人事ヒアリングを受けて、そういった中でそのヒアリングの中で各部からの補充要望、それから増員要望も一部あるのですが、そういった増員要望を加えまして、またさらにはいろいろ例えば指定管理者にするとか、そういったことで廃止になったり、あるいは委託化の原因になったりというような、そういった増減をしまして、そういった結果で最終的には事務職の採用は必要ないという結論に至ったということでございます。

斎藤（博）委員

もう少し聞きたいのですが、例えば今年7月上旬にヒアリングをやって、7月19日でしたか、ゼロ採用を決定したというときに、各部のそのヒアリングをやったというか、その中で増やす必要があった時点でだと思えますけれども、増やす必要がある職場、それから削れる職場とか、それから今言われているような、いい悪いではなくて、指定管理者によって業務がなくなるとか、業務そのものの役割が終わってやめるとか、いろいろなものがあつたと思うのですが、そういうゼロ採用を決定する根拠となったシートというのはあるわけですか。

（総務）職員課長

もちろん積算に必要ですので、そういったシートはございます。ありますけれども、まだ今時期、御存じのとおり、これから関係団体といろいろ各部局が労使交渉等をしていって、そういった中で実際に欠員確認とか、定員交渉とか、いろいろしていく中での話ということでございますので、ですから今ヒアリングしたものが即これですという形で今出すことについては、全く時期的にもこれから交渉等をしていかなければならない時期ですし、非常に今時期でそれを求められてもちょっと今出せないという状況にございます。

斎藤（博）委員

聞いていないことも答えているのですけれども、いや、私は出してほしいと言おうと思ったのですけれども、あるのだろうというのは私でも、幾ら何でもつくったからにはあるのだろうと思うのだけれども、それが公開できるのだろうかという部分を今聞こうと思っていたのですけれども、今のお話ではいろいろな関係があって出せない。今もうそういうふうに言われてしまったので、それはそれで一つ了解したいというふうには思います。ただ、どこかで私は出すべきではないかと考えているのです。というのは、7月の上旬に行われているそのヒアリングの内容というのは、果たして1年間通じてどれだけの有効性を持っているのかと。そういった部分の検証というのは、やはりしていかないとだめなのではないかというふうには私は思うのです。その中で、それで先ほど来も認めていらっしゃる今後の仕事の持ち方とか、予測されない人の持ち方もあるわけですから、そういったところで、当然そういった組み込んでいないという部分もあるわけですが、果たしてそのヒアリングをやっているときにとらえているというシステムは、どれだけ実現性を持ってとらえているのかという部分も、そうしたらやはり一度きちんと見てみないと、このゼロ採用を決めたという部分の客観的な根拠というのが、私どもは見えていないわけですから理解できないわけです。本当はできていないのかなというふうにも思います。

もう一つ私が心配しているのは、そういう早い時期にヒアリングをやり、採用計画を決めてしまうことによって、その後の状況の変化に市役所での人の対応が果たしてついていっているのかという部分が言いたい部分、何回も採用試験をやれと言うつもりもないわけなのですけれども、そういったところが結果として必要な人員とか、それから業務の変更に伴う体制の見直しとかに小樽市役所が本当についていけるのだろうか、一致しているのだろうか、そういった部分でそれがうまくいっていないと、確かに数だけは減っているという部分は認めるわけなのですが、職場とか仕事の進め方とか、組織のつくり方に無理がかかってくるのではないのかな、かかっているのではないのかなという心配な部分があるものですから、もう少し採用試験に当たっては、例えば保護課のケースワーカーのように法定定数が決められている職場すら法定定数を守れないような状況が発生していて、一方でいろいろところで適正な生活保護行政の推進ということが言われているわけですが、一方では国が決められている基準すら守れないような状況が発生しているのではないかと、そういったところも心配するわけなので、やはり採用計画については、ゼロ採用を決めるというところを決してウエートを置いていないというふうには職員課長はおっしゃっていますけれども、一度決めてしまうと絶対動かしようがなくなっていって、1年間それで走っていくというふうに思いますので、もう少し採用の仕方について工夫していただけないかなというふうに思うのですが、少し組織の将来を考えたときに、大変心配になるところもありますので、考えがあればお聞かせいただきたいと思ます。

総務部長

まず、基本的に私どもがヒアリングをした資料そのものを提出するというのは、あくまでも事務的な作業の経過の部分でございますので、これについては極めて難しいと思います。ただ、内容としてどういうヒアリングをしているかというのは、基本的に労使間交渉で欠員だということで双方確認している部分について、当然それは補充をするということも含めて、使用者側としてどのように判断をしていくかということ各職場できちんとしてほしいのだと。ですから、ずっと欠員という状態であれば、常に補充という議論になってくるわけですから、職場の仕事



の仕方も含めて工夫をして、その欠員という状態を職員団体と解消できるか、できないか、そのあたりをきちんと整理をしてほしいというようなヒアリングをしながら、原部としてはこれについてはこういう方法をやって、欠員ということについては労使で話し合いをして解消したいという、こういったような積み上げの仕方、それから基本的にはいわゆる今も財政再建推進プランという目標を持っていますので、そういう意味では技術職員ですね、消防とか、保育所とか、看護師、医師、そういった方々については、不採用をするというよりも、穴があいたら正当な理由があればそれは採用すると、こういう立場で話を聞き、その大体积み上げをする中で、やはり仮の話 1 名足りないということで、では 1 名採用するのに、採用しますよと言って、若干名で告示して 300 名も集まってきて、採用結果 1 名ですというのは、やはり受験者にとって大変失礼な話ですから、一定の数をとるという腹をくくる段階で、やはりその採用試験というのは踏み切るべきという、そういう判断も一つ働いておりますので、そういうことをヒアリングの中でやりながら、最終的に判断をした。

ただ、財政再建推進プランの中で、大体 30 名程度の採用はしていかなければならないという判断は、やはり組織を維持するに当たって、限界点というのは当然あるわけですから、その部分を維持するためには、やはり 30 名程度は採用しなければならないだろうという方針があります。ですから、それを平成 19 年にするか、20 年、21 年であるかということの判断は、これは少し財政再建推進プランなり、現実的に人事の動きの中で判断をしたいと思いましたが、このたびは採用しないということで、ただ 20 年、21 年では 15 名ずつとか、20 名、10 名とかというふうに採るかどうかにについては、またいろいろなファクターがありますので、基本的には確定はできません。ただ、今おっしゃったように、組織がいびつにありますので、将来的にここを採用しない、何年もの間の空洞というのが生じますから、将来的にそこが幹部職員なり指導をすべき人間が皆無になるような状況というのは好ましくないという、こういう意識は持っていますので、そういった方向でこのこれから 20 年、21 年というのは意識的には考えていかざるを得ないというふうには思っています。

斎藤（博）委員

わかっていますけれども、私ね、はっきり言う、これはしつこくではないのですけれども、私が、一番最近思っているのは、ヒアリングで出てきている紙に書かれている職場の数とかということと、労使交渉が上がってくるまでは一致しているのかという素朴な疑問なのです。要するに、ヒアリングの段階で 50 名削れるというふうに言っているものが、無理やり減らせと言っているのではないですよ。私はヒアリングの方に無理があるのでないかと思っっているという立場ですけれども、50 名と出るとヒアリングをやって、本当に 50 名の提案がされているのかと。その結果、どこでも黙っているかと、これはいろいろな議論の結果ですけれども、この部分自体は私は若干疑問を感じている部分ですから、あえて出してもらえないだろうなというふうに思いながら、一度、ではこのヒアリングの結果ゼロになった計算式があるのであれば、表に出してみんなでやってみないかという思いで、これを質問させていただきました。これはいいです。

ごみ収集の委託化について

次に、環境部に尋ねたいと思います。

今回の補正予算の中で、委託料の部分が出されて、2,400 万円という補正が出ているのですけれども、まずこれを算出した根拠についてお聞かせいただきたい。

（環境）管理課長

今回補正で上げております 2,400 万円の積算についてですけれども、今回北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却処理施設の試運転が始まることに伴いまして、小樽市の方から現場部門の職員を随時派遣することになっております。それに伴いまして、直営の収集車両の減車を予定しております、その減車分を委託するということでの補正予算でございます。内訳といたしましては、10 月から 1 台、1 月からはさらに 5 台ということで、年度途中で 6 台の委託を追加することを考えております。それで、その 6 台に実稼働予定日数と平成 18 年度の 4 月に契約しております

す路線ごみ収集運搬業務の委託単価であります1日1台当たりの単価を掛け合わせて、トータル2,400万円ということで計上させていただいております。

斎藤（博）委員

今のお話では、日額がベースであるというふうに理解しているわけですが、まずその単価について具体的な数字でお知らせください。

（環境）管理課長

平成18年4月に契約したときの委託料の単価につきましては、平日で1日1台当たり5万1,600円、祝日につきましては5万4,600円となっております。

斎藤（博）委員

これは今わかったら教えてほしいのですけれども、単価というのは推移しているのですか。例えば、3年前、5年前とか、10年前とかというときに、金額的に1日単価というのは上がってきているのか、わかったらぜひお願いします。

（環境）管理課長

委託の単価につきましては、毎年見直しております、その年によって変動しております。

斎藤（博）委員

毎年上げてくる上げ率の根拠というのは何なのでしょう。それから、もっと言うと日額単価を決めるに当たって、どういうファクターで金額を決められているのか、教えてください。

（環境）管理課長

日額につきましては、必ずしも毎年上がってきているわけではなくて、逆にここ数年は若干下がる傾向にあります。その上げ下げの考え方につきましては、その年にもよりますが、最低賃金のアップ率なり、物価変動率等を考慮いたしまして、業者側と協議して単価を決定しているところであります。

斎藤（博）委員

次に、今回1台、5台ということで委託されているかと思うのですけれども、計6台なのですけれども、その6台の1台ごとのトン数というのは大体、積載可能なトン数。

（環境）管理課長

新会社の方に委託する予定でありますけれども、現在、新会社の方で車の手配をしている中では、2.5トンから大きいところでは3.5トンというふうに見込まれております。

斎藤（博）委員

要は、その1台1台が例えば1日で集めてくるごみの量と申しますが、路線によって違って来ようというふうに思うわけなのですけれども、そういった部分とか、まちのつくりですから、ステーションが密集している地域で2.5トン集める時間と、うまく言えないけれども、ステーションの密度が低いところでは、当然2.5トンなり2トン集めて桃内まで行くのに要する時間というのは違っているというふうに私は考えるのです。ですから、結果として2.5トン積んでくるとか言っても、かかっている時間とかは全然違っているのですが、その辺は委託料にどのように反映されているのでしょうか。

（環境）管理課長

委託料の単価につきましては、あくまでも業務仕様でうたわれております、8時半に収集を開始して、4時までには処分場に最後持ってくるというふうな仕様になっておまして、そういった仕様に基づくように、私どもといたしましても1台ごとの収集地区の割り振りというのはしているというふうに思っております。そういったことで収集量なり収集時間、さらには処分場までの移動距離等もトータル的に考えた中で、こういう委託料になっているというふうに考えております。

齋藤（博）委員

今はたぶんそういうつくりだろうというふうには了解しますけれども、ただ、現実問題として例えばごみを埋めるにしても、ごみを燃やすにしても、埋立場所は桃内。そうしたら、例えば塩谷であっても、塩谷ではなくて、蘭島でもいいのですけれども、集めて持っていく距離と、そして錢函、錢函が悪いという意味ではないですよ、錢函で集めた同じ2.5トンで桃内まで持っていき往復時間があれば、もう一路線の収集ができるぐらいの時間のロス、差があるというふうには私は思っているわけです。どうも理解できないのは、それがすべて日額で、さっき言ったような地域的なばらつきもあるのではないかというふうに思いますし、一方でステーションがまちの真ん中というわけではないわけで、どうしても往復の時間の差とかもあるわけなのですけれども、そういったものが全部一括して単価に1日幾らという形で決められているというふうなのがどうも理解できなくて、適正な委託料という考え方では、その辺についてどのようになっているのか。今後、今きっと直営なのが全部委託に出していくというようなことで考えられていると思うのですけれども、これからの1日、要するに走行距離、何も抜きで1日幾らの委託料でいくのか、やはり道路の実態に合わせるという意味では、いろいろなファクターが加味されて、それでもっている上がったり下がったりしていくのではないのかなというふうに思うわけなのですけれども、委託料の今後の考え方、これからも1日幾らでいくのかというあたりについて、今、私が言っているようなあしき平等主義と言ったら、ちょっと言葉がうまく言えないのですけれども、極めて形式的ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてまず見解をお聞かせいただきたいのと、それからこれからもこういう形でいくということなのかどうかについて、二つ考え方を聞かせたいと思います。

（環境）管理課長

ごみの収集委託、1日1台当たりというのはずっと続いているわけなのですけれども、この辺につきましては、本市の場合は、もともとごみの収集というのは直営収集というのがございまして、それに補完的な形で委託業務というのがあったわけです。ただ、その委託業務というのも、小樽の長い歴史の中ではほとんどが個人業者といいますが、そういった歴史的経過がございましたので、そういう個人業者ということの中での1台当たりという考え方と、さらには場合によっては車両の故障とか、従業員の急病等によりまして、業務ができない日が発生するという事も想定いたしまして、1日当たりという、言ってみれば出来高的な委託料の設定になったかというふうに認識しております。確かに、平成7年度あたりから、個人業者の委託につきましては、クリーンサービスの方に随時集約していったところなのですけれども、現在でも3件の個人の業者にも委託しております。ただ、先ほど、今回の委託については新会社に委託するというふうな話をしたところなのですけれども、これは今までのいろいろな議会での議論の中で、直営にするのにクリーンサービスみたいな大きい会社1社にするのではなくて、ある程度2社体制なり、そういったことを考慮するという事の中で、今回新会社に委託することにしたわけなのですが、そういう今度の一つの会社に委託するという事で、その会社に委託する業務を柔軟にといいますか、効率的に業務を執行していただけるかというふうには思っております。そういったことが私どもの積算上のメリットになるような委託の方法については、現在ちょっと検討しているところでございます。

齋藤（博）委員

要は、こういう日額方式の委託のあり方については、今出てきているのは今年度中の問題ですよ、2,400万円。新年度に向けては見直すという理解でよろしいでしょうか。

環境部次長

今の御指摘なのですけれども、1社1台ということになりますと、今言ったとおり、欠車になった場合、過去の経緯もありますから、1社が何台か持ちますと、いろいろな運用の仕方がありますので、だから今し尿でもやっているのですけれども、1社1台ということではなくて、そこのあたり、収集範囲を大体基本的には何台でやってもらうというような形はしますけれども、そこはその会社の中で融通というのか、効率よくやってもらうというよう

な契約の仕方、1社1台という形でなくて、範囲を1日にやってもらうというような方法を検討したいということでございます。

齋藤（博）委員

私は、まずどういうふうな方向に行くのかというのはまだ聞いていないので、ですからとりあえず今みたいやり方をやめて、会社程度になれば、余力もあるし、継続体力みたいなものがあるから、そういったことも勘案した新しい契約なり、委託料の計算の仕方を考えていきたいというふうにお答えになっているというふうに理解してよろしいですか。

環境部次長

ちょっと言い方が悪かったのですけれども、そのとおりです。

齋藤（博）委員

次に、今回の委託で、計算上で言うと直営の収集部門というのは路線的にはなくなると思うのですけれども、私、前にもどこかで話させてもらったと思うのですけれども、全国的に見ても、このぐらいの規模のまちで一般収集なりを業者をお願いしているにしても、直営のその収集能力の維持という部分というのは、いろいろ災害とか、それから契約していないような事態を考えたときに、やはり私は例えば路線を残した形であっても、直営の収集能力というのはあった方が、何かあったときに対応できるのではないかとこのように思っています。ただ、今回の契約の仕方からいうと、路線は全部民間に出してしまうというような考えですけれども、直営で何台かをパッカー車なり、ダンプを含めて収集能力を維持しようとしているのか、それとも全く管理なり、指導なり、不法投棄なり、そういった部分に特化して行って、収集能力というのが完全になくなっていくのか、その辺についてどういうふうにご考えていらっしゃるか、お聞かせ願います。

（環境）品田副参事

今の収集体制の関係の予備的あるいは緊急的対応の関係でございますけれども、私どもとしては、必要な範囲の中で残してまいりたいとは考えてございます。

齋藤（博）委員

あと、今回、全部車を預けた状態だと思うのですけれども、委託することによって、市民の皆さんに、今回委託に出される路線ごとに生活している方の、ステーションが変わるといのはちょっと考えにくいわけなのですけれども、収集の仕方を含めて市民生活に何か影響が出てくるのか、そういったところで考えられていることがあったらお知らせ願いたいと思います。また、もしあるのであれば、それをどのような形で地域の方々にお知らせしているのかも、お聞かせ願いたいと思います。

（環境）品田副参事

市民へのサービス環境も含めてのお話かと思うのですけれども、収集時間の関係が、もしかして収集エリアの関係で変わる可能性があるのかなと思うところもございまして、今までの収集関係についての市民サービスの関係は、低下を招かないように考えてまいります。

齋藤（博）委員

それぞれの地域でのごみの出し方と収集というのは、皆さん御承知のように、予定している時間を過ぎて来ないと、たぶん苦情の電話が来たり、今日来ていないよと、例えばカラスだとかいろいろなこともあるものですから、結構神経質に見ている方もいらっしゃるわけですし、今回のその民間委託に伴って、仮に朝9時に来ているものが午後になるようなことがあれば、これは物は言いようだから、たかだか3時間の違いだとか、それは確かですけれども、やはり市民の皆さんからすると、出す時間を変えれという話になるのか、それはみんな朝出してしまいますから、そうするとステーションの近所の方になると、前は10時だったのが、大体台風でもない限りは持っていったものが、昼を過ぎてもあるという話になれば、これはやはり市民の皆さんから見ると、何が起きたのだろうとい

うことになるというふうに思います。ですから、その辺の見極めですから、収集に要する時間というのは、相当細かく積算されてくるはずですから、実際委託の方々の収集能力なり、いろいろ考えていくと、私が思うにはそれなりのずれが出てくる。収集時間に遅れが生じるのではないかなという心配がありまして、それが日常で言う 5 分で済む世界なのか、午前中が午後になるとか、8 時半か 9 時までのものが昼近くになるとか、そのぐらいの変化があるのであれば、やはり地域の皆さんにはこういうことだというようなことを含めて説明する必要があるのではないかと思いますので、そこら辺どういうふうに民間に出したときの収集時間の変化というのを把握されているのかということから違ってしまふものですから、どういうふうに把握されているのかなというようなことと、私みたいな心配があるのであれば、変更になる地域の皆さんにこういった説明を、私はするべきだと、もし発生するのであれば、するべきだろうなというふうに思うわけなのですが、もしそこら辺について今わかることがあったら説明してください。

環境部長

今の委託化による収集時間等の関係でございますけれども、今、10 月から 1 台委託する部分につきましては、大体今やっている直営部分の 1 台分をほぼこちらに回すということなのですが、残り 1 月からの 5 台分につきましては、全体の区域を考えて、収集の範囲とか分け方も、今、委託化に当たって指導員なり担当者の方と協議をしまして、委託する範囲というのを、これから精査していくこととなります。その中で今言われたようなことが、そういうことがあれば、それは早めに地域の方にも説明していきますし、また指導員等もおりますので、その辺で現場の方の管理についても十分指導・監督していきたいと考えてございます。

斎藤（博）委員

今、環境部長がおっしゃっている委託の予定の見直しなり、委託会社の見直しなりを含めて、新しい全体像が明らかになった時点で改めて議論をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

なお、共産党北野委員から、市長の出席要求が出ておりますので、市長が入席いたします。

（「市長が来る前に教育委員会にちょっと聞いておくことがあるから、やっつけていいよ。時間の無駄だから」と呼ぶ者あり）

委員長

市長はまだですか。

そうしたら、先に教育委員会への質疑を行います。

北野委員

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会について

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会が開かれるたびに、資料が各議員に届けられているのですが、私は今度の 9 月議会を前にして、学校適正配置等調査特別委員会を開いていただきたいということを特別委員会の委員長に言ったら、教育委員会は委員長に、議会に報告すべきようなことはないとの理由で拒否されているのですが、根拠を出してください。

教育部川原次長

今、定例会前の学校適正配置等調査特別委員会の開催につきましては、今議会の日程がございますので、早めに当特別委員会の委員長と御相談をさせていただきました。その中で、5 月 22 日の学校適正配置等調査特別委員会の中で、今後の進め方としまして、市民を含めて各層から成る委員会を設置して進めていったところでございますけれども、この内容についてまた繰り返し説明をしたところでございます。委員会の自主性といいますが、そういっ

たことを考えますと、教育委員会の立場といたしましては、あくまでも現状の資料の提出、資料の説明ということで、以後自由に活発な議論をいただくということでございます。そういった状況が今後スケジュールの中で続くということで話をさせていただきました。その後、特別委員会の委員と協議をされた結果、開催をしないということになったというふうに御理解願います。

北野委員

今話を聞いていたら、学校適正配置等調査特別委員会の委員長とは話しをしたかもわからないけれども、私ども委員は相談にあずかっていませんからね。委員と相談して特別委員会を開かなくていいということは言っていないから、事実と違うことは言わないでいただきたい。それから、私どもは学校適正配置等調査特別委員会を議会前にというふうには限って委員長には申し上げていませんから。それで、川原次長の答弁を聞いていたら、在り方懇で資料を提供して、自由に協議すると。何回も協議するからという話ですけれども、私が要求したのは、教育委員会にいろいろ聞きたいということであって、在り方懇のメンバーに特別委員会で聞きたいなんていうことは言っていないからね。だから、ポイントを外した答弁でごまかさないでください。

教育部長

私ども、あくまでも学校適正配置等調査特別委員会の委員長とお話し申し上げたのは、特別委員会の開催につきましては議会の判断でございますので、もし開催した場合には、7月25日に予定されておりますこの在り方検討委員会の立ち上げを予定していますので、そこら辺の話を申し上げると、それから当然検討委員会が進んでいく中で中間取りまとめというのがあれば、当然その時点で議会へ報告をしなければならないということと、いずれにいたしましてもその委員会の開催の都度、特別委員会の委員の皆様にはこの委員会での資料、こういうものはお渡ししますと、こういう話を申し上げた段階でございまして、特に議会がどうのこうのという考え方について話を申し上げたわけではございません。それは、議会側の御議論の中でお話をされたというふうに思っております。

北野委員

結局、今の教育部長の答弁でも、中間の取りまとめをした段階で議会にという話ですけれども、そうなればそれは来年の9月の話ですよ。スケジュールから言えば。それまで一回も開かないのですか。それで、いろいろ考えの違う方が多いですけれども、ここに出席されている予算特別委員会のメンバーを見たら、PTAの役員あるいは会長経験者とか、あるいは同窓会の中心メンバーとか、何らかの形で皆さん教育に関心を持ち、いろいろ心配されて、議会にもそういう活動をおやりになったり、してきた方、現にやっておられる方もいると思うのですけれども。だから、私は共産党だけの意見を聞けなんて、そんな狭い見でないですから。いろいろな方々の意見も聞いて、そして計画に反映するというのをどうしてやらないのかということなのですよ。教育部長の答弁だったら、来年の9月まで特別委員会は要らないという答弁だもの。許しがたい話ですよ。

教育部長

中間取りまとめということで、先日代表質問の中でも答えていますけれども、6月に取りまとめを公表するというふうに話してございまして、大体見通しとしては4月ぐらいまでこの検討委員会で御議論いただきながら、まとめる時間が必要なので、公表はそのぐらいになるだろうというふうに判断しまして、したがってその時点で当然公表していく、そういう話はしてございます。

北野委員

結局、教育委員会とのやりとりになると、そういう話にしかならないのです。私どもは中身に立ち入って話したいと思っているのですよ。例えば、第2回の8月に開かれた在り方懇の配られた資料で、スケジュールも来ているのです。それと、事前に委員に配られた、こういうことでやっていきたいという素案があるのです。あなたはまだ教育部長でないときかもしれないけれども。比較してみたら、大事なことが落ちているのです。例えば、素案の段階で、議員に説明していた小樽市小学校適正配置実施計画（案）の取下げ経過と問題点説明、こっちの方では

これがなくなっているのです。どういう説明をするのかと注目していますよ。しかし、それも項目から落ちている。そして、これまでの適正配置については、経過を簡単にメモったものしか資料として出していないのです。だから、特別委員会に報告したようなことも、在り方懇で何もやらないで置いて資料だけ配って、さあ、やってくださいという話というのは、ないと思うのです。だから、そういうことが起こるから、私は特別委員会をその都度開いて、そして意見を聞くということは、避けて通れないと思うのです。教育というのは、あなた方の私物ではないのですからね。広範な方の意見を聞いて、事を進めると。だから、この資料から判断して、教育委員会にとって都合の悪いことは在り方懇にしゃべらないのでないかという疑いさえ持ちますよ。まだ幾つもありますから。時間がありませんから、この程度にしておきますけれども。だから、必ず今の話でいって、中間の取りまとめが来年の 6 月までという話だけでも、そこまで待っているようなことでないですから、いろいろ意見がありますから、そういうことは改めていただきたいということです。

それから、市長にこの問題での最後に何っておきますけれども、市長は学校設置者ですよ。そして、その小中学校のあり方について大方針というか、基本方針がこれから検討され、決まっていくわけです。学校設置者として、市長はこの問題については意見はいつ述べられるのか、あるいは全く述べないつもりでいるのか、基本的なスタンスをお聞かせください。

教育部長

前半の部分でございますけれども、委員が言われるような広範な委員の方々の御意見ということで、私ども公募の委員を入れましてスタートしているわけでございます。そういう中で、また委員の方にもお話し申し上げますけれども、この委員会のいろいろ出た御意見、こういう概略も当然私どものインターネットで公表すると、こういうことで十分皆さんに周知を図る、そういう公開された形で実際やってございまして、傍聴も当然していただけた状態になっていますので、そういう中でまた市民の皆さんも承知することができる、こういう形で進めてございまして、委員がおっしゃるようなことにはならないのではないかと私どもは思っております。

市長

この在り方懇に対して、市長としての立場ですけれども、私はこれは関与すべきでない、また、在り方懇に対してあらかじめ予見を与えるようなことはしない方が適正な議論ができるのではないかというふうに思っていますから、向こうから市長の意見を何か聞きたいということであれば別ですけれども、こちらから自発的に述べていくというつもりはございません。

北野委員

二つだけ述べてこの問題を終わるのですが、教育部長の最後の答弁ですけれども、市民に情報を公開して、そして市民から意見を募るのは、基本的にはパブリックコメントのときだけでしょう、制度として。計画ではそういうことになるわけですから。だから私は、立場はいろいろな違いはあるけれども、特別委員会を開けば、いろいろな立場の議員から意見をもらえるわけですから、それからインターネットうんぬんということを言いますけれども、教育に関心を持っておられる方で、インターネットを通じていわゆる会議の模様を入手できるという方は、すべてではないのです。だから、そういうことも含めて、広範な方々の意見を聴取すると。それから何よりも、在り方懇に公募の委員はたった 3 人ですよ。私どもはこのことについては強く意見を申し上げておきましたけれども、結局原案どおりたった 3 人しか入れないと。これで広範な市民の意見を聞くことが物理的にできるのかという最大の疑問がありますから、こういうことについては留意して積極的に議会に報告するように検討していただきたい。

それから市長は、今、そうおっしゃられましたけれども、この前のとき、適正配置計画を取り下げるとき、市長に教育委員会が相談に行きましたよね。それ以外は、これまでは口は一切挟んでいませんか。

市長

今回の在り方懇についてですね。

北野委員

いいえ、過去のときです。

市長

過去のときは、状況報告を受けて、相談を受けたことがあります。例えば、この量徳小学校の平成18年実施を1年延ばしたいとか、そういう話は相談を受けています。ですから、そのときにはいろいろ意見は述べています。

北野委員

今述べたことは、今後も留意していきたいと思いますので、ぜひ受け止めていただきたいと、強く要望だけ言います。

障害者自立支援法に関連して

次に、障害者自立支援法に関して伺います。

最初に、障害者自立支援法実施に伴う小樽市の障害福祉サービス利用の新たな負担は幾らか。身体障害、知的障害、障害児、精神障害に分けて、入所、通所、居宅サービスごとに説明し、その合計は国の軽減策を除いて幾らになるか。

（福祉）地域福祉課長

障害福祉サービスに係る昨年までの応能負担から、新しい制度の応益負担になって、障害者の方の負担が幾ら増えたかということかと思えます。平成17年度につきましては実績の数値、それで18年度につきましては、現在押さえております4月から6月までの実績の数値を単純に4倍して1年間の数値ということで推計した数値で答えさせていただきます。なお、18年度につきましては、利用者負担、国の減免制度適用をし、それから入所施設のホテルコストにつきましては5万8,000円という国の基準額を固定させ、ここから補足給付額を控除した額、これを用いた形での推計ということで答えさせていただきます。

身体障害者の入所施設でございます。負担の増は2,086万2,000円となっております。身体障害者通所施設、負担の増は95万円ほどになっています。身体障害者の居宅系サービス、負担の増は352万1,000円ほどになっています。

知的障害者の入所施設、負担増は4,743万円ほどになっています。知的の通所施設、負担増は1,701万8,000円ほどになっています。知的の居宅系のサービス、671万円ほどの増になっています。

それから、障害児の居宅系のサービス、84万1,000円ほどになっています。

これらを合わせますと、通年ベースで9,733万4,000円ほどの負担増となります。

なお、精神障害者の負担増につきましては、17年度中、支援費制度にのっかっていなかったということで、新制度になってからどういう利用のされ方をしていくかというのは、ちょっと予測のつきにくい部分がございます。ただ、この4月から6月の3か月間の実績で申しますと、3か月間でトータル3万5,930円ほどが利用者負担として使われているという形になってございます。

北野委員

結局、去年と比べて、小樽市の対象の障害者の方が障害者自立支援法実施に伴って、総額9,733万4,000円も新たな負担をかぶるということになるのです。1億円近いお金ですよ。

次、第1回定例会の我が党の要求で、障害者自立支援法に伴う事業予算総括表というのが出ました。平成17年度との比較で、市長も3月の古沢議員の質問に本会議で答弁していましたが、2億861万円、いわゆるその障害者自立支援法に移ることによって、北海道などが負担をするということで、小樽市の持ち出しが2億円ほど減ったということは資料でも認められ、議会でも認めています。そこで、先日の新谷議員と市長のやりとりを聞いていたら、この問題で、我が党は一貫して国のこういう不当な障害者に対して新たな負担をかぶせることはけしからんという立場から指摘をしてきたわけですが、結局、市長の方で軽減策を仮にとったとしても、相当額の市の方の持ち出しが減っているはずなのですね。



そこで、伺いますけれども、これは地域福祉課長だと思のですが、児童デイサービス、こども発達支援センターの利用者負担を今度10パーセントを5パーセントにするということ、それから地域活動支援センターのデイサービスは無料と、市の負担はそれぞれいくら新たにかぶることになるのか、金額でお答えください。

（福祉）地域福祉課長

市の独自軽減と申しますか、児童デイサービスにつきましては、今回補正予算を提案させていただいていますが、10パーセントの利用者負担を5パーセントにするということで、半年ベースで43万5,000円、通年で考えますと87万円の市の負担となります。

地域活動支援センターを無料にするということにつきましては、地域活動支援センターは、新しい事業ということになりますので、そこでの利用料を幾らに設定するかということで事業を進めておりますので、実際市がどれだけかぶるか、そういう形にはなりません、この地域活動支援センターを運営していただくために、市が施設内に出す補助金といたしまして、半年ベースで772万9,000円、通年ベースですと1,545万8,000円ほど。

これらを合わせますと、通年ベースで1,632万8,000円ほどとなります。

北野委員

そうすると、結局こうなるわけです。障害者自立支援法に伴って、小樽市の障害関係費が2億861万円浮いたと。浮いたという言葉は、私は適切ではないと思いますけれども。それから今、地域福祉課長が答弁した軽減対策その他で、これにはさくら学園の半年間の123万円は今計算に入れていませんけれども、しかし市の持ち出しは4,050万円ほどです。差引きで1億6,800万円ほど、まだ浮いているのです。このほかに、一番最初に聞いたように、障害者が新たに負担するのは9,737万円です。だから、市の持ち出しが約1億6,800万円浮いて、それに加えてさらに9,737万円も障害者に負担をかぶせると。こういうような計算になるのです。

だから、私も共産党は国がこういうことを決めたことはまことにけしからん話だけれども、しかし国に対して、この撤回を全国市長会その他で市長は努力されるということですから、それはぜひやっていただきたい。しかしそれまでの間、自治体として、障害を持って必死になって生きているこういう方々に軽減対策をとると。財源がないというのなら別ですよ。しかし、今話したように財源があるわけですから。この話をしたら、市長はむきになって、新谷議員に障害者のことしか考えていないのかと言わんばかりのとんでもない発言をしているのです。けしからん話だと思のですよ。だから、今、軽減策をとったということは、私は一歩前進ですから、それは代表質問の中でも評価していますよ。だから、それも話にならんということは全然言っていないから。こういう状況ですから、小樽市の財政は確かに大変だということは、私もよくわかります。この次の項でまたそのことは議論しますが、市長は小樽市の最高責任者ですから、こういうときに、せめてさまざまな障害を背負って家族に支えられ、あるいはボランティアその他に支えられながら生活している障害者に、いま一歩踏み込んだそういう援助の手を差し伸べると。全国の模範の市長になるという気概はないですか。お伺いします。

市長

障害者自立支援法に伴うこのサービスの問題ですけれども、確かに平成17年度に比較して、一般財源で1億円近く予算上では形になりますけれども、これがそっくり残っているというのなら別なのですけれども、全部やっても、これをやっても、何とかぎりぎりの予算を組んで、さらに14億円の赤字を抱えている状況の中で、確かに事情はわかります。我々としても、この障害者自立支援法、果たしていいのかという。法の趣旨はよくできていますけれども、実際の中身のこういった応益の1割負担をすることによって、非常に障害者に負担をかぶせるとい、そういうことはもう十分認識していますけれども、こういった制度自体は国の制度として全国一律に適用されますし、中にはいろいろ財政状況によってはいいところは減免措置もしているような部分もありますけれども、市の今の現況からいって、その分軽減策をとった分、全部これは、赤字に上乗せされる状況ですから。その上で、だから我々としてはなかなか難しいということで、これは全力を挙げて国に対して要請をしたいと、こういうふうに思ってい

るわけです。

北野委員

これ以上言いませんけれども、山田市長もこの問題では岐路に立たされていると思うのです。それは、予算上のやりくりで私が指摘したような結果が出ていると。しかし、関係者から見れば、山田市長というのは、障害者自立支援法の実施で、1億6,000万円ももうけた。いや、言葉は悪いけれども、一方ではもうけていながら、障害者には9,700万円も新たな負担をかぶせている。これはとんでもないことで、せめて全部とは言わないけれども、何割かは軽減対策にもっと上積みしてもらえないかと、みんな期待していると思うのですよ。だから、こういう、このことを明らかにしたら、それは山田市長に批判が行くと思うのです。私はそうならないために、市長を擁護する立場から言っているのですからね。だから、そのことはやはり含んでいただいて、やはり健常者と違うわけですから、自分の努力だけでいかんともしがたいと。しかも応益負担なんて言っているけれども、使えば使うほど負担が増えるというのは、あれだって障害を持っている人が利用するのを利益だなんて言う、政府のそういう考え方自体がとんでもない話ですよ。ですから、ここはほかのことと違うわけなので、大いに期待していますから、これ引き続き考えていただきたいと。また別な機会で議論をさせていただきたいということです。

財政問題について

次、財政問題に移ります。

最初に、本会議で各党の議員から、夕張市の財政問題を大変心配されて、市長への見解が求められました。私も答弁を丁寧に聞きましたし、ちょっと聞き漏らしたところは改めてその答弁書を取り寄せて見てみました。そこで、市長はいろいろ言っているのですけれども、小樽市の財政再建に、夕張市の教訓をどう生かすかということに踏み込んだ具体的な答弁はないのですよ。知っていて言わないのか、あえて踏み込んで言わなかったのかはわかりませんが、それで夕張問題で一般新聞の資料の切り抜きをやったら、こんなにあるのです。私も改めて今日の予算特別委員会に向けて、これを全部読み返してみました。そうしたら、このマスコミ報道だけで夕張市の財政の状況は判断できないというふうに思ったのです。

そこで、財政部に伺いますけれども、夕張市で炭鉱を経営し、閉山した北炭、これが一番影響が大きかったのですが、北炭の閉山の後始末、夕張市がどれぐらい借金したか、承知していますか。

（ 財政 ） 財政課長

私も新聞紙上のことしか、詳しい情報等を得ていないわけなのですが、その中で載っていたのはホテルシューパークを20億円で買ったとか、あとマウントレースイスキー場とホテルについて26億円で購入したとか、そういう記事が載っております。観光事業の方での投入というのが大きかったのかなと考えてございます。

北野委員

この議論を進める上で参考までに聞きますけれども、財政部に、今日は建設部は来ていないから、小樽市の公営住宅、この間それぞれの年度で、およそでいいです、何戸くらいずつ新設してきたか。市営住宅ですよ。アバウトでいいです。ここ5年でも、6年でもいいです。

財政部長

最近ですと、勝納の1号棟から生まれれば、大体単年度で45戸から50戸というペースで今もそういう形になっております。

北野委員

小樽市は財政が苦しいから少し抑えているけれども、しかしその程度です。ほかの北海道の都市を調べても、例えば北炭が5,000戸の炭鉱住宅を投げ出して行ったのです。人がそこに住んでいるのにですよ。どうしたらいいかということで、結局夕張市がこれを全部買い取ると、5,000戸を買い取ったのですよ。今、減っているとはいっても、3,067戸あるという。これは一般新聞に出ていますからね、さっきの切り抜きの中に。夕張市の世帯数の45パーセン

トに当たるのです。そして、炭鉱が経営していた公衆浴場がなくなったら、公衆浴場もつくる、上下水道も時代の進展とともに全部市が負担する。こういうことをやって、数百億円の借金をしょい込んだのです。これが一番の問題だということです。ところが、このこういう具体的な北炭にかかわることは、1行も書いていないのですよ。私も夕張市に人を派遣して調べて、シンポジウムその他、学者の方を呼んでやっていますから、その学者の方によってもいろいろあるけれども、北炭が閉山したときから、もう折に触れて夕張市に入って実情を調査している、そういう学者の集まりがあったので、資料ももらいました。そうしたら、これが最大の問題だということです。そして、観光事業のこともうんぬん言っています。しかし、結局地元の雇用とか、あるいは商店の維持とか、地元経済を維持するためにということで、観光事業に手を出したというのはわかるのです。それは私はだめだとは言わないけれども、しかし当時はリゾートブームで、あおってあおっていたその観光事業に手を出した。ところが、リゾートが下火になったら、いわゆるあのマウントレースイスキー場というのですか、あそこを結局市が買わざるを得ない。メロンで大した有名になったのです。池田製菓が夕張メロンのキャラメルを出そうとしたら、金を寄せせと言うのだから、これぐらい厳しいのですよ。そして、夕張のメロンのエキスを使わないと、夕張メロンとして発売したらだめだ、ここまでやる。その象徴でメロン城というのをつくったのです。夕張市が31億円を出したということです。こういうようにして、すさまじいぐらいやっている。

それから、三つ目の問題で、地方交付税ですが、財政課長に聞くけれども、夕張市はこの三位一体改革で、地方交付税を幾ら減らされましたか。

（ 財政 ） 財政課長

データを調べたところ、平成15年度と平成17年度の特別交付税を含む地方交付税全体になるのですが、一応平成15年度で約55億円から、平成17年度で約46億円、その差はマイナス約9億円程度になったもので、比率に直すとマイナス16パーセントの減少ということで、普通交付税からの振替分の臨時財政対策債も、御承知のように含んでいる数字でございます。

北野委員

だから、地方交付税も16パーセントも削られた、小樽市だってこれ、5パーセント削られただけで騒いでいるのだから、どんなにひどい状況になったか。だから、この間、北海道が夕張市のこの財政問題の報告書を出しましたけれども、見てびっくりしました。北炭のこういうひどいやり方には1行も触れていない。そして、財政の操作がまずかったとか。自分は知っていて起債を許可していたのに、知らないような顔して、こういう文言で全部つづられているのです。見た道議会議員もびっくりしたそうです。だから、私が言ったのは、一般新聞、私も日本経済新聞を含めて全部見ましたけれども、こういう本質的なものがないのですよ。だから、確かに財政の運用上、市長から見てもうまくないと思われるようなことはやっていたのは確かだと思う。私もそれが全くなかったなんてことは言っていないよ。しかし、根本問題は前段指摘したとおりなのです。そういうことを考えて、教訓から小樽市の財政再建に何を生かそうとしているのかということ聞いて、新谷議員への答弁は市長が答えたとおりです。ほかの議員が聞いても、大体同じような答弁なのです。それでは、教訓を生かせないのでないかという心配から、今改めて議論したのです。それで、今私が指摘したことで、事実と相違するところがあれば、指摘していただきたいし、それが事実だと、いい悪いを別にして。そうであれば、小樽市の財政再建にどう生かすかという市長の基本的な考えをお聞かせください。

市長

夕張問題の一番のやはり教訓とすべきことは、今この再建団体を申請するといいますが、それからその負債の整理といいますが、相当な労力を使ってやっていますよね。したがって、たぶん新聞報道を見ますと、今までこの財政状況というのは、市民に知らせていなかったのではないかなという気がしています。そういう意味からいくと、小樽市の場合はすべてオープンにして、赤字額も公表していますから、そういう意味からいけば、小樽市の方は早

くそういう部分でやってきたなという感じがしますが、たまたま先般後志の会議があって、余市町も何か赤字予算を組んだようですけども、小樽市の例に倣ってとかと言っていましたけれども、それはまた別にしまして、やはりこれは絶対にこの財政再建団体にだけは落ちたらだめだというのは本当に肝に銘じて、これは再建に取り組まなければならないというふうに思っていますし、たまたま一つ思ったのは、病院も今、44億円の赤字ですけども、これは私が市長になったときに引き継いだ額です。平成5年から繰出金、要するにこの地方交付税で見ている額しか出さなかったものですから、そのプラスアルファ分は全部貸付金にしたのです。この手法をもし今までとっていたら、たぶんこの赤字が80億円ぐらいになっているのではないかと。ですから、そういう意味からいきますと、大変苦しかったのですけれども、繰出しをして、何とかこの収支を合わせてきた、このことは大変よかったかなと思いますし、それから三セクなんかの問題も今夕張市でいろいろやっていますけれども、交通記念館も早く赤字、もう資本を食ってまもなく赤字経営、それこそ赤字団体になるような企業を早く閉めたなと、早く閉めてよかったなと、そんなような感じをしていますし、どちらにしても再建団体にならないことを一番職員みんなが肝に銘じて、これから財政再建推進プラン実施計画を着実にやはり進めていくことが大事だと思うわけです。

北野委員

結局、市長は謙虚だから触れなかったけれども、私はある程度評価しているのは、マイカルが倒産した後、ピブレをもらってくれないかと言ったのを断ったでしょう。私は夕張の教訓に照らして、これはやはりいい判断だったと思うのです。あそこ以外でまたくれるなんていうことを言うのかもわからないけれども、夕張の教訓から、財政負担を背負うような大企業に奉仕することだけはしていただきたくないということはおきざしを刺しておきたいと思うのです。

それで、市長が今いろいろみずから振り返って、よかったと言っていることについても、必ずしも私は同意しているわけ değildir。市長の考えでそうやったということですが、ただし財政再建推進プラン実施計画との関係では、最大の問題は平成18年度の予算を横並びにしているわけですから、地方交付税をめぐる問題でも、こういうことが、歳入がそのまま続くというふうにはだれも思っていないと思うのですよ。それから、今の事業を公債費の償還のときに、そのうちの一定額を交付税で見るとということが今行われていますけれども、これから先それが保障されるのかと。今まで認めたものは、それはある程度続くと、保障すると思うのですけれども、しかし新たな事業、例えば新病院ですよ。271億円の元利償還のうちの62億円ですか。市長の説明によれば、元利償還は交付税で見られると、こういうことを議会に説明しているけれども、これから新たにこれは起債を起こすわけですから、これが今、国が来年度から行う新型交付税のあり方、いわゆる事業をやっても、償還については面倒を見ないとはっきり言っているわけですから、果たしてこの62億円を政府は面倒を見られるのかという大きな疑問があるのです。

そこで、伺いますけれども、政府が最近よく使っている、特に18年度から使っている実質公債費比率、これは19.2パーセントだから、小樽市は今、起債の許可団体ですよ。相談しなければならないですね。だから、18年度から起債は自由とは言ったけれども、地方債の社会的な信用その他を維持するために、やはりランクをつけた。18パーセント未満は、起債は自由でいいと。その場合にも、議会にはきちんと承認をもらうというのが義務づけられていますから。そこで、北しりべし廃棄物処理広域連合の債務負担行為が先日議決されました、15年間。それから、これから市長の公約である新病院、私は市長の計画に沿って質問しますが、それを含めてもいわゆる25パーセントには全然いかない。19パーセント台ではないですかというお話なのだけでも、今予算特別委員会に実質公債費比率の試算の資料を出していただきました。これでは、ちょっとわからないのですよ。それで、恐らく新病院とか、北しりべし廃棄物処理広域連合とか、巨額の費用を要するものは含まれていると思うのですけれども、これのバックデータを予算特別委員会が終わるまでいいですから、出してもらえませんか。というのは、市長はもうゴーサインを出した北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却炉とリサイクルプラザ、これはもうスタートさせた。これからお金がかかるものでは病院をスタートさせたいと。これは明言しているのです。しかし、プールの建設は入っ

ていなかった。それで、どういうことでこういうふうになったのか、事業名や金額、事業費を見積りでもいいから入れたものを出していただかないと、19パーセント台で維持できるというふうに言ったって、ああ、はい、そうですかとはならないのですよ。これは立場が違ったってそうだと思いますよ。だからこれは、財政部も忙しいでしょうけれども、この資料のバックデータ、今話したものを、これをちょっと予算特別委員会が終わるころまでに出していただかないと、本当に小樽は大丈夫かということが保証されませんから、ぜひ出していただきたいです。これは予算特別委員長にもお願いしておきますから、ここ、理事会で相談してください。

それから、この実質公債費比率にかかわって伺いますけれども、これは財政部に聞きますけれども、比率が18パーセントを超えたら、歳出とか歳入のそういう計画を出して、いわゆる比率がだんだん下がっていくということの計画書を出さないと、総務大臣は起債を認めないということになっているのです。小樽市は、平成18年度の予算でも起債をいろいろ組んでいますから、それを認めていただく上でこの計画はもう出したのか、これからつくろうとしているのか。この是正計画というのですか、これについて説明してください。

（財政）財政課長

今、後の御質問の18パーセント以上ということで、北海道の許可が必要となります。それに対して公債費負担適正化計画、こういうものを策定いたしまして、北海道の方に提出するということになっています。今いただいている通知の中では、原則として7年間の計画をつくりなさいと。あと、提出期日については、具体的な日にちというのはこれから通知されるかと思えますけれども、国の通知であれば、実質公債費比率という比率を今年度から新たに導入したということもあり、国の方では最終的に文書では2月というふうになっておりまして、北海道に出すのは恐らく年内か、年明け早々までには出さなければならぬかと考えております。是正計画ということで、当然に実質公債費比率が今後どうなるのか、そういう事業を含めてそういう率になるかという具体的中身について、これから策定して北海道の方に提出することになるかと思えます。

北野委員

最後の質問にします。その計画を出すというのですけれども、7年間の計画だというお話なのですが、先日の市長答弁では、平成18年度が19.2パーセントで、19年度、20年度というふうにお答えになっているけれども、年度が進むごとに比率が高くなるような計画は当然政府に認められないですよ。下がっていくのですよと。歳出を抑え、歳入を確保して、そして実質公債費比率が下がっていくという計画でなかったら、意味がないですよ。そういうふう理解していいですか。

（財政）財政課長

今、私の手元にある計画の作り方としては、あくまでも歳入、歳出全体ということではなくて、実質公債費比率、今回資料として出している公債費の一般財源とか、準ずる元利償還金、これらがどういうふうに移っていくかというようなことを表に埋めて、この表でいけば、最終的に右端の3か年平均の数値がどうなるかということの計画を出すことになっております。

北野委員

いや、聞いているのは、結局計画なのだから、実質公債費比率がずっと下がっていくようでなかったら、何も意味がないでしょうと、3か年のトータルにしても、そのようなくりにしても。

（財政）財政課長

一応、是正計画を出せということなので、当然それは下がるような計画で持っていかなければ認めていただけないのかなと、私は思っております。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。